

令和3年第6回ニセコ町議会定例会 第1号

令和3年6月15日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 陳情第 1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情
(陳情者／自治労北海道札幌地方本部 執行委員長 藤森雅人、自治労ニセコ町職員組合 執行委員長 三橋公一)
- 6 陳情第 2号 「ニセコ町に放射性物質等をもちこませない条例の制定」を求める陳情
(陳情者／ニセコ町 斉藤海三郎、中江綾、原田まき子、ラッフアート共美)
- 7 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 8 報告第 2号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について
- 9 報告第 3号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 10 報告第 4号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 11 報告第 5号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 12 報告第 6号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について
- 13 報告第 7号 令和2年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 14 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 15 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 16 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 17 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 18 議案第 1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について
(提案理由の説明)
- 19 議案第 2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
(提案理由の説明)
- 20 議案第 3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 21 議案第 4号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 22 発議第 2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案

(提出者／ニセコ町議会議員 木下裕三)

23 発議第 3号 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案

(提出者／ニセコ町議会議員 斉藤うめ子)

○出席議員 (10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健人
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智徹
商工観光課長	齋藤葉子
商工観光課参事	高橋敏雄
都市建設課長	黒瀧康行
上下水道課長	石山淳
総務係長	馬淵貴義
財政係長	島崎辰三
教育長	片岡功治
学校教育課長	前原善範
町民学習課長	芳野伸隆
こども未来課長	淵野匡
学校給食センター長	富永樹
農業委員会事務局長	佐藤寛

○出席事務局職員

事 務 書	局	長 記	阿 佐	部 藤	信 秀	幸 美
-------------	---	--------	--------	--------	--------	--------

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 今議会の開会中はクールビズ対応としています。上着を脱がれる方は、これを許します。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において2番、木下裕三君、3番、高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月22日までの8日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画観光課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齋藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、芳賀善範君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会事務局長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件、農民運動北海道連合会から新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書採択のお願いをそれぞれ受理していますので報告します。それらの内容はお手元に配付したとおりです。

次に、3月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は別紙報告書のと

おりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） 皆さんおはようございます。第6回定例会ご審議のほう、よろしく願いをいたします。

第6回ニセコ町議会定例会にあたり、行政報告をさせていただきます。

令和3年6月15日提出、ニセコ町長 片山健也。

行政報告書をおめくりいただきまして、まず総務課の関係であります、1として役場新庁舎の開庁についてということで、(1)5月6日オープンセレモニー、簡易なものを行ってございます。町長、議長立会いのもと、ニセコ小学校、近藤小学校、ニセコ中学校、そしてニセコ高校のそれぞれ児童会長さん生徒会長さん、農業クラブ会長さんによってテープカットを行ってございます。次にその下、(2)として感謝状の贈呈式、5月8日、これまで役場庁舎の建設にあたって様々な皆さんから寄附等、ご厚志を賜りました。これらの皆さんに対して、感謝状の贈呈を行ってございます。記載のとおり、大橋百合子様、檜栄寒様、栄寒様は故人でありますので桧博さんにお渡しをしております。また、ニセコライオンズクラブ、ニセコ建設業協会を初め、多くの皆さんからご寄附を賜っておりますことに厚く感謝を申し上げたいと思います。以下、記載のとおり工事関係の皆さんにも、感謝状を贈呈させていただいております。いずれも来賓を最小とさせていただいて、コロナ対応ということで実施をさせていただいております。

その下、2として土地建物の寄贈ということで土地の寄贈を受けております。字羊蹄1万247㎡について、ご寄贈を受けております。その下、建物の寄贈ということで5月27日に所有権移転をしておりますが、この件に関しましては廃屋で、所有者が既に御逝去されており、撤去できる経済状況にないということで町にご寄附をいただき、この冬までに地域の安全を守るために解体撤去したいと考えている建物でございます。

次、2ページ目をご覧くださいまして、3として立木の売払いということで、国営緊急農地再編整備事業に係る町有地の土地の伐採の関係を記載してございます。1万71㎡の立木に対しまして、272万3,000円の収入を得て、これにつきましては町債の償還財源に充当したいと考えております。

その下、4として北海道町村会の定期総会が4月22日開催されております。

次、5として過疎新法制定に関する表敬訪問ということで、衆参の国会議員初め内閣府等にお礼といたしますか、過疎法について大変なご尽力いただきましたので、4月13、15日記載のとおり、意見交換をさせていただいているところでもあります。その下(2)として、知事の表敬訪問ということで、4月22日鈴木知事を訪問し過疎法に関しての様々な動きをしていただきましたので、感謝を申し上げたところでもあります。

その下、6として令和3年度後志町村会臨時総会が4月12日倶知安町で開催されまして、山本会長の勇退に伴いまして、会長に片岡寿都町長、副会長に高橋神恵内村長、同じく副会長に藤沢島牧村長が選任をされたところでございます。

その下、7として令和3年度第1回後志町村試験委員会ということで、後志町村会の職員採用試験の第一次試験を9月19日ホテル第一会館で行うということに決まっております。本町におきましては、社会人経験者、大学院卒、大卒、高卒、これらの枠を広げて優秀な方、身体障害をお持ちの方を含めて、現在のところ2名から3名採用する予定としてございます。

次、3ページ目をおめくりいただきまして、8として羊蹄山麓町村長会議4月12日開催をしております。コロナウイルスワクチンに関するいろんな各町村の情報交換をすると同時に、場谷留寿都村長の退任に伴いまして、副会長に金蘭越町長を選任させていただいたところであります。以下、羊蹄山麓町村長の会議等、記載のとおり行っておりまして、この一環として、6月3日には金蘭越町長とともに倶知安警察署署長を訪れて、山菜取りの入山に関するパトロールの強化ということをお願いしております。倶知安警察署も現在土日含めて山菜のパトロールを強化していただいているところであります。

その下、9として第9回ニセコ町防災会議の開催ということで、3月16日。

その下、10として原子力専門委員会の開催、いずれも書面会議ということでございます。なお下のほうの防災会議の原子力編につきましては、現在の感染症対策に関する事項の追記ということで、改正を行ったところであります。

その下、11、防災士資格の取得ということで、職員1名が資格を取ってございます。

次に4ページ目をおめくりいただきまして、12として普通救命講習Ⅱの受講ということで、4月21日記載のとおり行っております。

また、13として泊原子力発電所の安全対策等につきまして、北海道電力から報告を受けているところであります。

中ほど、14として令和2年度第1回原子力防災関係への担当者会議が記載のとおり4月28日テレビ会議で行われております。

その下、15としてニセコ町国民保護協議会の開催ということで、書面会議であります。5月14日開催をしたところであります。

その下、16として災害時の宿泊施設の活用に関する協定締結ということで、6月9日鶴雅観光開発株式会社ニセコ昆布温泉鶴雅別荘空の抄様とこれらに関する協定を締結しております。災害はどんなかたちで起こるかわかりませんので、今後とも幅広く宿泊施設との協定を広げていきたいと考えているところであります。

その下、17としてニセコ町新型インフルエンザ等対策本部会議の開催状況、以下、記載のとおりとなっております。3月22日に第18回危機管理対策本部会議、次のページめくっていただきまして5ページ目ありますが、(2)として19回の会議、これは主には大型連休に関する、感染対策の強化について情報を共有したところであります。その下、(3)として5月14日にも開催しておりますが、主には公共施設の利用制限等について、あるいはイベントの中止や延期の状況について情報を共有し、町民の皆様にお知らせをしたところであります。以下記載のとおりとなっております。

その下、中ほどであります。18として職員の採用についてということで、4月1日付一般職として、荒川朋輝さん、川尻夕姫さん、中川拓哉さんという3名を採用し、4月1日から9月30日までが条件付任用期間となっております。

その下、企画環境課の関係であります。北海道新幹線及び高速道路につきまして、期成会の状況それぞれ書いておりますが、ほとんどが書面会議、あるいはウェブでのネットでの会議というこ

とになっております。次、6 ページをごらんいただきたいと思います。北海道新幹線並行在来線対策協議会第 8 回後志ブロック会議が 4 月 21 日、倶知安町の後志総合振興局で開催をされております。この中で町村長から出た意見の多くは、また私も発言させていただきましたが、とにかくなるべく早く調査資料を公開してほしいと。その上で、住民の皆さんとも協議してまいりたいということをお願いしております。なお、北海道がマスコミに発表した概算数値におきましては、小樽・長万部間の鉄道存続の場合の 30 年間の赤字は 926 億円。バス転換の場合が 96 億円で 9.6 倍、鉄道のほうが赤字が多いというような状況でありまして、毎年置き換えると、鉄道においては 30 億円。バス転換では 3 億円の赤字が見込まれるというような状況であります。これらの調査資料をもとに、具体的に提示があれば、住民の皆さんにも公表し、説明をしてまいりたいと考えております。

その下、2 として後志総合開発期成会、定期総会が 5 月 10 日町内のヒルトンニセコヴィレッジで開催をされております。私はこのたび運輸部会長から商工観光部会長へということで、異動になっております。その下小樽・後志・中央要望関係は、全て要望書の書類提出ということになってございます。

その下 1 番下ですが、3 として全国首長連携交流会。私が共同代表を務めているものであります。京都大学の広井先生、それから厚生労働事務次官の樽見事務次官の講演と意見交換をしているところであります。

次ページめくっていただきまして、1 番上 4 として、令和 3 年度第 1 回後志地域づくり連携会議、これは北海道開発局小樽開発建設部と後志総合振興局が共催して毎年開催されているものでありまして、後志の今後の発展につかまして意見交換をしたというような状況であります。

中ほど、5 として土地開発公社の理事会 5 月 25 日、書面会議でありますが開催をしております。

その下、6 として令和 2 年度のデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。コロナ禍にあつて、利用実績が減ってきているという状況でございます。

次、8 ページ目をおめくりいただきまして、7 としてふるさとづくり寄附及びふるさと住民票について記載のとおりとなっております。現在基金残高、表の中の右側に記載のとおり、3,482 万 5,000 円という残高となっております。寄付者の延べ数等は記載のとおりであります。次のページ、9 ページ目をおめくりいただきまして、令和 2 年度の活用事業の充当状況、ここに記載のとおりとなっております。その下のほうであります(2)として地域別寄附者及びふるさと住民登録者数ということで、これにつきましては令和 3 年 3 月 31 日現在の数値ということでありまして、ふるさと住民の登録者数は現在 92 名ということになってございます。

その下、8 として出産子育て応援給付金ということで、昨年新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として実施しておりました出生世帯に対する支援金ということで、記載のとおり、対象 34 人ということで、33 世帯、170 万円の給付ということで、実績となっております。

次、10 ページ目ではありますが、9 として新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の状況でありまして、令和 2 年度、記載のとおりとなっております。令和 3 年度は、3 段目にあります通り、現在 7,700 万円ほどが今後交付決定の予定ということになってございます。

その下、10 として地域おこし協力隊の活動状況ということで、4 月に 3 年目となる継続隊員 8 人、2 年目となる継続隊員 10 人、新隊員が 4 月に 1 人、5 月に 6 人、6 月に 1 人ということで任用しております。現在 26 人の方々が町内各事業所、各地域でそれぞれまちづくりや自治創生の担い手としての活動を行っているということでありまして、配属先につきましては、この表に記載のとおりと

なっております。

次、11 ページ目をおめぐりいただきたいと思っております。11 として集落支援員の活動状況ということで、記載のとおり現在、5 名の皆さんが集落支援員として活躍をいただいております。

12、例年激励交流会等を開催しておりますが、これにつきましてはコロナ禍の状況に鑑みて現在開催しておりませんが、時期が許せばこういったことも行っていきたいと考えております。

次、13 としてニセコ高校でのグローバル人材育成講話の実施ということで、記載のとおり高校生にも様々なグローバルの勉強していただいているという状況であります。

その中ほど、14 として地方創生推進交付金事業についてということで、(1) としてローカルスマート交通深化・展開事業、これは3年間の予定の3年目の事業となっておりますが、その下のほうに記載のとおり、①として地域住民主体の助け合い交通の本格運行の支援継続、他地域での導入の検討支援ということ。②として地域公共交通最適化実証試験の拡充ということで、これらのものの最終年ということで現在進めているところであります。次に(2)として、NISEKO 生活・モデル地区構築事業、これも3年間の今年3年目の事業ということでありますが、令和2年度は事業主体となる官民連携のまちづくり会社、株式会社ニセコまちを設立しモデル地区整備に向けた住民対話会の実施や街区の実設計計を行っております。令和3年度での取組につきましては、12 ページの上段の取組内容として、①のプロモーション活動、②として高齢、子育て世代を中心とした、移住・住替え促進のプロモーション、③として移住・住替え事例研究、④として多様な連携の構築など、事業推進体制の強化ということで進めていく予定としております。その下(3)として、木材を中心とした地域資源活用、地域商社、事業創出ということで、3年間にわたり、3年目の事業ということになっております。町外への資金流出を減らし、できる限り地域内で資源循環できる経済の構築に向け、木材等の地域内調達率や循環率の向上を目的とした地域商社事業の検討を行っているところであります。これにつきましては、地域ポイントというものの検討もあわせて行って、地域資源の域内での加工や調達、そして新たな経済循環の仕組みづくりを行っていききたいと考えているところであります。令和2年の関係につきましては、そこに記載のとおりとなっております、令和3年度は次の取組を行うということで、取組内容としては、①として地域商社事業の創出に向けた連携体制の構築、資金調達の検討、調整、担い手人材育成、人材の確保や育成ということでありまして、またそこに②として、町産材、町内から出る木材の伐採、製品化の実施、生産販売プロモーション、こういったものの可能性についても、取り組んでいきたいと。それから③として地域ポイントの導入。地域通貨とかよく言われますが、こういったものも含めて、地域でとにかく経済を循環するようなポイント制度というのを、構想し、着手できればしていきたいと考えているところであります。④として森林ビジョンの策定ということで、きちっとした将来ビジョンを描きながら進めていきたいということを考えております。次、その下(4)、ポストコロナを見据えた持続可能な観光地域づくりモデル市町村形成事業であります、これは3年間で、本年1年目の事業ということになっております。持続可能なニセコ観光スタイルをつくり上げ、インバウンド需要だけではなく、国内の競合地域との差別化を図り世界標準の観光地を目指すG S T Cと略称で言われております、世界における観光版のS D G s というような意味でご理解いただければありがたいと思っております。G S T Cはグローバルサステナブル、ツーリズムコンセプトというような略称であります、令和3年度は、取組としては、そこに記載のとおり、持続可能という言葉が頭に全て付きますが、観光地域整備計画の策定、それから、地域づくりの体制強化、観光地域のモニタリング調査、そして

こういった観光地域のプログラム開発、そして観光地域のプロモーション事業、これらを総合的に進めていこうということで、令和3年度から令和5年度までの3年間ということで、国の支援を受けて進めていくということにしております。連携段階は記載のとおり、岩手県釜石市、それから北海道内の弟子屈町とニセコ町、そして長野県の小布施町、京都府の宮津市、徳島県の三好市、熊本県の小国町、それから鹿児島県の与論町と連携をして進めていくという予定にしております。

次、13ページ目ではありますが、上段の15としてSDGsに係る取組について。(1)として、第2期ニセコ町SDGs未来都市計画の策定ということで記載しております。気候非常事態宣言、それから官民連携のまちづくり会社設立、そして世界の持続可能な観光地トップ100選定などを受けて、これらのものを推進していきたいと考えているところであります。(2)として196回まちづくり町民講座、ニセコ生活モデル地区の実現に向けてということで、3月15日町民センターでウェブも含めて開催をしたところであります。その下(3)として第3回ニセコ町森林ビジョン策定委員会の開催ということで、5月19日書面会議でありますが開催しております。

その下、16として、ニセコ中央倉庫群の利用状況につきまして記載のとおりとなっております。また実証的にやっておりましたテレワークのサブルームの運用につきましては、本格稼働するというので、テレワーク、サブルームとしての売りをPRして利用促進を図ってまいりたいと考えております。14ページ、(3)としてチャレンジキッチンの取組状況ということで、中央倉庫で地域おこし協力隊の方々がいるいろいろな挑戦をしておりましたが、保健所等の許可も得て、きちっとした形で飲食提供も行うということに挑戦していきたいということで記載しております。その下(4)として木製遊具完成お披露目等書いてございますが、中央倉庫の旧でん粉工場で、当時使われていた木材や器具を再利用し子ども向けの室内遊具というものを製作して、現在の利用促進を図っているところであります。またその下、(5)シナノキの空洞木を使った木のトンネルを後志くつろぎの会からご寄贈いただいております。現在子どもたちが、木のトンネルをくぐって遊ぶなどをしておりまして、大変人気のある施設でありますので、(4)の木製遊具とあわせて、中央倉庫で子どもたちに愛されるような活用が広がっていけばいいなと考えているところであります。

その下、17として移住定住相談事業の事業についてということで、相談窓口の設置ということで、合同会社ニセコベースキャンプの奥田さんが中心となり相談員として、広く移住定住の活動を行っているということで、その下も記載のとおりとなっております。

次、15ページ目ではありますが、18としてE-bikeの関係記載のとおりとなっております。

それから19として、ニセコ町気候変動適応方針の策定についてということで、4月1日策定ということで進めております。気候変動に対してCO₂をはじめとするこういった温暖化を進めるガスの抑制とともに、どうしても気温が上がっていく実情もあるわけでありますのでこれらにいかに対応して産業政策等を進めていくかということと、方針を明確にして今後進めていきたいということであります。

その下、20としてニセコ・蘭越地区における地熱資源開発調査事業、4月15日、4月20日と記載のとおりとなっておりますが、今後とも国の支援を受けながらこの活動を継続して蘭越と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

1番下、21として第11回ニセコ町水資源保全審議会を6月2日に開催しております。これまでポンプを付けてくみ上げるものについて、こういった許認可等の対象としておりますが、湧水としての利用もやっぱり今度調べて地下水全体の把握をしっかりとすべきじゃないかという意見も出

ておりまして、これらのことも制度設計をこれからしていく予定としてございます。

次の 16 ページをおめくりいただきまして、22 として持続可能な地域創造ネットワーク幹事会、記載のとおり開催をしております。

その下、23 としてコミュニティFM事業の実施状況ということで、防災ラジオの配布の状況、それから (2) として、新しいラジオ、今交換しておりますが、これラジオの配布状況を記載しております。できるだけ多くの皆さんに防災ラジオを設置いただきまして、いろんな災害に対する対応をしっかりとしたいということでもありますので、引き続き町民の皆さんにラジオの設置についてご協力をお願いしたいと思います。

その下、24 として町への意見とか問合せの件数というものを記載しております。私の意見からホームページまで、それぞれ、このようなご意見をちょうだいし、回答させていただいている状況であります。

25 として、こんにちは・おばんです町長室、記載のとおりとなっております。

また 26 は広報紙の関係、特集事業について記載をしております。

次、17 ページ目をおめくりいただきまして、上から二つ目の 28、120 年史編さん委員会についてということで 5 月 25 日、書面会議、委員の皆さんにつきましては担当のほうで個別説明を行っておりますが、120 年史から 120 年記念誌への変更ということで、内容を確認させていただいているという状況でございます。

その下、29 として国際交流事業の実施状況、それぞれ記載のとおりとなっております。コロナ禍にあって、これまでの重要な活動もほとんど出来ていない状況ではありますが、国際交流員の皆さんが大変な努力をされて現在ウェブでの語学研修等をやっているところでもあります。(2) その他の事業として、ニセコ町国際交流新聞月 1 回、これにつきましてはずっと発行しているところでもあります。

次、18 ページ目、税務課の関係ではありますが、町税の収納実績につきまして記載のとおりとなっております。後段のほうに全体のことを書いておりますが、令和 2 年度現年分の町税収納率が 95.42% ということで、対前年度比を見ると、町民税で 1.15 ポイント、固定資産税で 7.07 ポイント、軽自動車税で 0.24 ポイントの低下となっており、一般会計全体では 4.28 ポイントの低下となっております。この収納率低下の大きな要因は、新型コロナウイルス感染症に伴う地方税の特例に関する徴収の猶予制度によるものであります。この制度の利用によって、納期限を令和 3 年度に延期した納税者が 5 件あり、税額合計で約 3,570 万に上ったことが収納率低下に影響したということでもあります。しかしこれらの要因を除けば収納率はほぼ、いずれの税目も対前年度をしのぐ結果となっております。収入実績におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、前述の徴収猶予に加え入湯税が対前年比で 6,200 万円以上の大幅な減収だったのを初め、法人税なども減収したことから、一般会計分で、対前年度比 9,775 万 2,000 円の減収となっているところでもあります。以下記載のとおりとなっております。

次に 19 ページ目、おめくりいただきまして町民生活課の関係であります。1 としてニセコ町町民センターの貸し館の状況について記載しております。

また、2 としてマイナンバーの状況について、記載のとおりとなっております。

中ほど 3 として一般廃棄物の処理状況ではありますが、ごみ量につきましては、観光客の入り込み減の影響で、記載のとおり、減少ということでもあります。

1 番下、4 として人権擁護委員、法務大臣感謝状伝達式ということで、4 月 9 日ニセコ町役場において伝達を行っております。人権擁護委員を 2 期 6 年間務めました佐藤智子さんが法務大臣から感謝状の贈呈が行われているところであります。なお、今般、佐藤智子様から、故人となられました佐藤隆一前町長が在任中、大変お世話になったとして庁舎落成を期してということで、多額の寄附をちょうだいしております。佐藤智子様のご意見を拝し、現在、社会福祉事業基金に充当させていただいたところがございます。厚くご寄付に感謝を申し上げたいと思います。

次に 20 ページ目でございますが、5 として行政推進会議の開催ということで 4 月 27 日町民センターの大ホールで開催をさせていただいております。

その下、6 として春のクリーン作戦 4 月 22 日、全町で 150 名の皆さんが参加をいただいております。

7 として交通安全運動の推進ということで、それぞれ記載のとおり指導員の会議等を行っております。その下 (4) をご覧いただければと思いますが、ニセコ町交通事故死ゼロの日 2,000 日達成ということで、北海道知事等から記載のとおり感謝状を贈呈いただいているところであります。交通安全、各種の委員会や指導員の皆さんはじめ、多くの皆さんに厚く感謝を申し上げたいと思います。

(5) として、ニセコ町交通安全推進委員会の総会、あるいは交通安全協会の総会、記載のとおり書面会議で開催をされているところであります。

次に 21 ページ目をお開きいただきたいと思います。上段、3 つ目の 10 として、無料法律相談、札幌弁護士会主催であります。記載のとおり町民センターで開催いただいているところであります。

その下、保健福祉課の関係であります。1 として社会福祉委員、民生委員の会議につきまして 5 月 10 日書面会議で開催をしております。

2 としてニセコハイツ、あるいはきらりの入所状況記載のとおりとなっております。

その下、3 として新型コロナウイルスワクチンの接種状況、括弧して高齢者分について記載をしております。接種券の郵送は 3 月 23 日、65 歳以上の対象者 1,374 人の方に行っております。(2) として在宅高齢者の接種状況ということで、5 月 13 日に記載のとおりニセコ医院において 1 回目接種ということで総計 359 名の方が接種を行っているところであります。その下、(3) としてニセコハイツ等入所者及び職員の接種状況、5 月 13 日から 27 日までの間にニセコハイツ、ニセコ医院等関係者で 134 名が 1 回目の接種を終えております。その下 22 ページ目、(4) として医療機関及び消防職員の接種状況ということで、対象者 40 名につきましては 6 月 24 日までに 2 回目の接種を完了したところであります。(5) として今後のワクチン接種の予定について記載させていただいております。65 歳以上の高齢者接種、7 月 31 日までに 2 回目の接種を終了予定となっております。それから②としてワクチンの残余対応及び優先接種ということで、現在ニセコ町内の廃棄物の収集等に当たっております廃棄物処理の事業者の皆さん、それから社会福祉協議会、ヘルパーさんを含めた職員の方、それから保健福祉課で接種業務を日々担当する職員、町民生活課の窓口で住民対応させていただいている職員、そしてそのあとには幼児センターの先生方というような順番で現在考えているところであります。③として 16 歳以上の接種券の発送につきましては、7 月 9 日以降に順次発送していきたいと考えておまして、対象者は 2,946 人となっております。④として現在のところ皆さんへの集団接種の予定といたしましては、8 月 4 日から 8 月 7 日それから 2 回目が 8 月 25 日から 8 月 28 日ということで、いずれも町民センターで実施という方向で調整をしているところで

ありますが、接種日におきましてはこの期間が広がる可能性もありまして、これらの調整をしているということでもあります。現在ニセコ医院の河合先生を初め、看護師の皆様、そして町内在住医師の協力などを得て、これらの集団接種が出来ないかということで調整中ということでございまして、国及び北海道のワクチンの配布状況等も密接に関係ありますので、これらの状況も踏まえつつ、8月中の接種完了を目指しております。ただワクチン接種の配布状況によっては、現在のモデルナのほうは在庫が相当あるんですが、ファイザーについては不足ぎみということで、申請どおり来ていない町村も多くあるという状況でありますので、多少変更の可能性はあるということを含みおきいただきたいと思います。

その下、4として各種健康診断の状況、(1)として乳児健康診査、(2)国保の1日簡易ドック、それから5として任意予防の接種事業ですね。季節性のインフルエンザ予防接種やおたふく風邪、以下、産後ケア等記載のとおりとなっております。

次に23ページ目であります。健康診査等、健康関係の運動状況等記載のとおりとなっております。10として地域包括支援センターの運営状況、総合相談業務、訪問件数586件でありますとか、それぞれ地域ケア、認知症予防、介護予防、記載のとおりとなっております。24ページ目の中段まで、これらの事業記載のとおりとなっております。24ページ、(5)として高齢者の声かけ支援事業、それから(6)は家族介護支援事業、(7)が介護予防のプランの作成ということで300件を超える介護、ケアマネジメントのいろんな作成支援を行っているところであります。1番下(8)として救急情報のキット配布状況が記載のとおりとなっております。次のページをおめくりいただきまして、25ページ目であります。 (9)として1番上段、成年後見制度の利用支援事業ということで、町長申立て件数は、現在1件ということになってございます。

その下、農政課の関係であります。1としてニセコ町農業担い手育成協議会3月11日、それから2として農業振興会議を3月25日に、これは書面会議ということで行っております。

その下、3として農業青年会の総会も書面会議となっております。以下、家畜自主防疫、有害鳥獣の対策協議会、そして26ページ、ニセコ町地域農業再生協議会の通常総会、それぞれ記載のとおりとなっております。

26ページの上段下ですが、ニセコ町堆肥センターの運営状況、記載のとおりとなっております。

その下、8として明暗渠掘削特別対策事業の実施状況ということで、申込み件数が7件。

それから、9として農業用水路等、補修事業の実施状況を実績1件ということで記載のとおりでございます。

その下、国営農地再編整備推進室の関係であります。促進期成会の役員会3月23日、それから促進期成会の総会4月13日、これは書面会議ということでなっております。次に27ページ目をおめくりいただきたいと思えます。国営事業の各地区の推進委員会、記載のとおり全8地区、記載のとおりとなっております。役員会等も記載のとおり、開催されております。以下の土地改良事業団体連合会の総会、あるいは支部の総会等、記載のとおりとなっております。

次に28ページ目の商工観光課の関係であります。令和2年度観光入込客数調査結果ということで記載のとおり、入込み自体が175万2000人から94万ということで46.3%の減少、それから宿泊に至っても37.5%を減少ということで、大きな減少になっているという状況であります。中段中ほど、ニセコ町の外国人宿泊者数の状況を記載しておりますが、宿泊延べ数含めて99.9%の減少という大変大きなダメージを受けているという状況でございます。外国人宿泊者の上位の数値も、何

万かの数値が1けたの60人とか20人とかそんなレベルになっているという状況で、現状の厳しさが伺えるかと思います。

次に、29ページ目をごらんいただきたいと思います。1番上、2として新型コロナウイルス経済対策、これは令和2年の後半に行った事業であります。商品券の交換実績が1億2,149万7,000円ほどということになっているところでもあります。

その下、3として緊急事態宣言の発出による観光施設の短縮営業などについて、道の駅、あるいは駅前温泉綺羅の湯、それから五色温泉インフォメーションセンターやニセコ野営場につきましても、オープンを延期しているという状況でございます。

その下、4として、ニセコ観光圏協議会の開催ということで、5月18日幹事会、それから通常総会は5月25日書面会議ということになっております。

5としてニセコ観光局プロジェクト協議会、これは倶知安町の文字町長が会長をしておる分ではありますが、これも書面会議となっております。

次30ページをごらんいただきたいと思います。上段6として、株式会社キラットニセコの取締役会3月25日、5月27日、それぞれ開催されております。

7として、令和2年度にニセコ駅前温泉綺羅の湯の入館状況、記載のとおりとなっております。1万5,489人の減少ということで13.1%の減ということで、大変厳しい状況になっているという状況であります。

8として株式会社ニセコリゾート観光協会の取締役会が3月30日開催されております。

その下、9として後志観光連盟等、広域の部分につきましては、31ページまで記載のとおりとなっております。

31ページの中ほどであります。11としてニセコ山系観光連絡協議会の総会、現在共和町が幹事町村となっております。これも書面会議となっております。

また、12として第11回東京ニセコ会の総会も残念ながら書面会議ということで、いろいろな記念事業もなくなったというお知らせを受けているところであります。

13のニセコ山開きもこれも中止をされております。

14、北海道トライアスロンの実行委員会、これも4月23日、中止決定ということで連絡を受けてございます。

15として1番下であります。商工業の振興ということでポイントカード、綺羅カードのうちのキッズカードの支援事業につきまして記載のとおりとなっております。次32ページ、(2)起業者等の支援事業、記載のとおりとなっております。

16、ニセコ町商工会についてということで、商工会の総会が5月18日開催され、以下の女性部の総会等記載のとおりです。

17としてようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載のとおりとなっております。

次、33ページをおめぐりいただきまして、18、羊蹄山麓の季節労働者の通年雇用の協議会、これも書面会議となっております。

それから19として、現在取り組んでおりますGSTC、観光版SDGsというものの取組を推進する中核的な人材として、観光協会が採用し、業務はニセコ町観光課内で行うということで、元北海道職員であります青木真郎氏に就任をいただいて、現在事業を進めているというような状況でございます。

その下、都市建設課の関係であります、町営住宅の入居者選考委員会 3月19日、4月21日、5月20日の3回にわたって開催をしているところであります。

次、34ページ上段、2として第19回ニセコ町都市計画審議会、6月9日に開催されているところでありまして、各種の協議案件が審議されております。

その下、3として国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、記載のとおりとなっております、括弧書きは海外資本ということの数値でございます。

4として景観条例に基づく協議状況につきまして、3月から5月まで、開発事業が1件それから屋外広告物が4件、という状況であります。

その下、農業委員会の関係であります、農業労務協定の協議会 3月26日ということで、以下の後志の農業委員会の連合会の総会でありますとか、各種の会議が35ページまでわたって、記載のとおりとなっております。

それから35ページ中ほどであります、ニセコ町グリーンパートナーの推進協議会総会 4月23日、これも書面会議ということになってございます。

次、消防組合ニセコ支所の関係であります、ニセコ支署消防団長の勇退と就任ということで、これまで通算54年間、団長としては14年間にわたってニセコ消防団を仕切っていただきました矢橋健雄様が退任をされまして、後任に副団長でありました青羽雄士氏が就任をしております。このほど6月3日に矢橋前団長からテント2張を消防団に寄贈いただいたということで、消防から報告がございました。厚く感謝を申し上げたいと思います。

以下2として消防団の各分団訓練、以下、幹部会議等記載のとおりとなっております。

36ページ婦人防火クラブの総会等につきましても記載をしております。

4として4月20日に春の火災予防運動パレードを実施していただいております。

以下、消防の避難訓練指導や、西エリアの会議等記載のとおりとなっております。なおご承知のとおり、真狩消防とニセコ消防で一つのブロックということで、羊蹄山麓位置づけているので今後将来的な広域化、2町村でどう進めていくか、拠点はどう設けていくか、具体化を進めてまいりたいと考えております。

7として救命講習、ニセコ町民センターとニセコビレッジで開催されております。

以下、36ページ後段の災害出動につきまして、警戒出動から37ページ、そして38ページの上段にわたって、それぞれ山岳救助、それから火災出動等記載のとおりとなっております。

38ページ中ほど、9としてニセコ救急の出動先別出場状況について記載をしております。それぞれ表の中身をごらんいただければありがたいと思っております。

以下39ページ以降、主な委託事業、それから工事等の実施状況につきまして記載しておりますので、後ほどご覧たまわれればありがたいと思っております。

以上で、第6回ニセコ町議会定例会にあたっての行政報告を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） おはようございます。それでは引き続きまして、私のほうから教育行政報告をさせていただきます。

まず1ページでございます。（1）として教育委員会の活動についてでございます。令和3年第2回の定例会におきましては、3月4日開催されてございます。その中身につきましては、3月末とい

うことで人事とか予算とかいろいろ出てございますけれども、特に2行目の教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定、事務職員の標準的な職務の例及びその職務の遂行に関する要綱の制定をしてございますけれども、これにつきましては基本的には中央教育審議会答申を受けまして、学校における働き方改革を進めるにあたり、教職員の業務、職務、特に先生方の仕事につきましては、種々雑多ございますので、それらを明確、適正化することによりまして、業務を改善するという流れの中で、要綱を制定させていただいたところでございます。議案のほうにつきましては、町内の校長の人事内申は今年度ニセコ高校でのみ校長の異動がございました。前任の清水校長は厚真高校のほうに転出、後任には別海高校の篠原圭教頭先生が校長採用ということで着任されてございます。そのほか教育行政執行方針、あるいは修学旅行の業務等に従事するニセコ町立学校職員の勤務時間の割振りに関する要領の一部改正につきましても、先生方の働き方改革の改善のためということで、勤務の割り振りできる業務が追加されたということでございます。そのあと、ハラスメント防止等に関する指針につきましても、国、道の流れの中で町においても整理するというので、特にいわゆるセクハラ、パワハラ、マタハラ等についての防止に関する指針を策定したところでございます。それから、教育委員の辞職ということがございまして、職場の事情によりということで本人から申出があり同意をしたところでございます。②につきましては、第3回臨時会、3月25日開催されてございます。ここにつきましてはニセコ町の教職員等の人事の内示等が発令されて、紹介したところでございます。それから会計年度任用職員等の任用、それから長期間休業等において新たな週休日を連続して設けるための町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の制定につきましても、先ほどお話ししたところでございますけれども、働き方の一環としてそういった業務を追加して割り振りをできるようにしているというところでございます。それから、年度末ということで、特に4月新年度に向けて教育委員会内にこども未来課を設置するということになりまして、それに関わる要綱あるいは規則の一部改正ですとか、その他事務処理規程の一部改正とか、ちょっと一部改正がたくさんございますけれども、それらについては教育委員会内にこども未来課が設置されることに伴う一部の改正ということで、その他に出ているところにつきましてもそのようにご了解いただければと思います。また、ニセコ高校の通学費補助金交付要綱の一部改正ということで、これまでも補助しておりますけれども申請等を明確化するということで改正をさせていただいております。議題のほうにつきましては、4月より有島記念館館長の選任、10年ぶりの選任ということで、その規程等の制定を行ったところでございます。あとはニセコ町立学校の管理規則の一部改正、そのあとのニセコ町立学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正につきましては、これは小学校・中学校においては生徒指導要録、児童要録と指導要録というのがございまして、特に特別支援に関わる子供たちはオンライン授業に関わる、そういった規定を整備したのでそれらの様式等を追加して制定したところでございます。あと、下のほうに行きまして、ニセコ高等学校、新入生入学支援補助金交付要領につきましても、新規でこういう補助ということになってございます。また、寮生帰宅交通費補助金交付要領の制定というようなことで、それぞれ所掌の申請手続等を整備したところでございます。また、働き方改革につきましても同様に全体の教職員の働き方改革の変更に伴って、町内の行動計画第2期を策定したところでございます。また、GIGAスクール構想の関わりとしまして、町内におきましても具体的にICT整備プランを進めるために一部改正してございます。それから、教育委員会等の人事異動について周知したところでございます。③として第4回の臨時会におきましては、新たに教育委員の任命というこ

とで巻礼子氏を前任者の残任期間ということで任命をさせていただいたところでございます。それから、ニセコ町立学校教職員の退職についてということで、これについては今回着任した先生に1週間ぐらいで退職した事例がございまして、道外から着任した先生でございますが、1か月ほど先生が不在ということで、5月24日に期限付で無事着任、そして今現在に至ってございます。④の第5回の定例会は5月25日に開催されてございます。一部改正等については先ほどございましたけれども、こども未来課の設置に伴うものと新年度におけるそれぞれの委員の委嘱等が中心となってございます。議案のほうにつきましても、それぞれニセコ町社会教育委員の委嘱ですとか、学校給食センター運営委員の委嘱等がついてございます。最後になりますけれども、ニセコ町教育財産の目的外使用に関する規則の制定ということにつきましては、これまで町有財産の使用等十分活用されていないような未使用の状況の使用については町の規定にございましたけれども、教育委員会の財産についてはこれまでそういう規則、規定がございませんでした。それで町有財産に準拠するかたちで、教育財産についてもそのように利活用できるよう整備したところでございます。

(2) として後志市町村教育委員会教育長会議につきましては、4月12日にリモートで開催されたところでございます。後志教育委員会、教育局の局長はじめ、次長、義務教育指導監等からそれぞれ学校経営、あるいは教職員管理、運営等につきまして、指示伝達をいただいたところでございます。5月10日につきましては、リモート会議でございましたが、新型コロナウイルス感染に係る対応ということで連休後に開催されて、今後の対応について協議したところでございます。

それから(3)として、令和3年度後志町村教育委員会協議会教育長部会につきましては、4月14日に第1回総会が開催され、そこに記載のとおりの内容で協議されてございます。次、3ページ目をおめくりください。臨時会が5月28日に開催されてございます。これにつきましても緊急事態宣言が延長されるというようなことを受けまして、中学校における部活動あり方について、教育委員会協議会としてお願いをし、また各町村における各種学校の行事等の中止、延期等に関する情報共有をさせていただいたところでございます。

(4) は北海道教育振興会の3年度定期総会がリモート会議で開催されたところでございます。

(5) につきましては、町村教育委員会協議会の総会、それから後志公立文教施策整備促進期成会の総会等が書面によりまして決議されたということでございます。

(6) ですけれども、例年開催されているところでございますが、今年度第1回の公立高等学校配置計画地域別検討協議会が4月20日にリモートで開催されてございます。これまでとおりでございますけれども、これからの高校づくりに関する指針、特に定時制については1学年1学級の高校については5月1日現在の新生、1年生の在籍者数が十人未満、これが引き続き継続されると整理の対象になるということでございます。ニセコ高校におきましては9名という事態がありましたけれども、今年度は24名が入学するということで、現在いろいろな取組を進めているということでございます。これにつきましては、教育委員会としてもニセコ高校を支援していく考えでございます。

2として、学校教育の推進についてでございます。(1)の学校運営につきましては、①に書いてありますように各学校の卒業式、卒園式等はそれぞれ記載の日程で開催されてございます。いずれも時短、簡素化、3密防止というようなことで、来賓等を含めないで学校内での実施ということで進めております。②の入学式、入園式につきましても、4月6日、9日にそれぞれ開催されてございます。③、転入教職員辞令交付式につきましては、4月5日開催されてございます。このたび町内

への転入の教職員につきましては、総勢 17 名ということでございます。④、参観日、授業公開等それぞれ予定されているところは、4 月中はコロナの状況を見ながら縮小しながら実施したところでございます。⑤の旅行的行事につきましては、春の遠足はニセコ小学校では中止、近藤小学校では 5 月 14 日に開催したところでございます。また、中学校の修学旅行におきましては、5 月予定のところを 10 月に延期する状況になってございます。同様に 1 年生、2 年生の宿泊旅行につきましても、現在延期をしているところでございます。また運動会につきましては、記載してございませんけれども、ニセコ小学校では先の 6 月 11 日金曜日に、高学年、中学年、低学年、3 部構成で午前中に縮小して実施したところでございます。近藤小学校におきましては、6 月 12 日予定を 7 月 10 日に延期しているところでございます。⑥の会議研修会等につきましては、学校運営懇談会、退職予定の管理職を中心に協議するという事で 3 月 25 日開催してございます。校長会議におきましては、そこに記された記述において、それぞれ学校運営についての教育委員会所掌事項等について、説明するとともに各学校の情報共有を行っているところでございます。同様に、教頭会議におきましても、その日程で開催されてございます。5 ページをお開きください。⑦、令和 3 年度の全国学力学習状況調査につきましては、当初予定された 5 月 27 日で記載の対象学年、対象生徒で実施されてございます。ちなみに、来年度も、実施予定で来年度は、4 月実施を予定しているところでございます。

(2)、児童生徒の状況についてでございますけれども、特に②の在籍生徒一覧表につきましては 5 月 1 日現在、昨年度と同様に見ておりますけれども、昨年度に比べてニセコ小学校では 7 名、前年度 242 名のところ 249 名ということで増加してございます。近藤小学校におきましては、昨年度 33 名が 44 名ということで増加傾向がでございます。数年、この増加傾向が続くという予定でございます。ニセコ中学校におきましては、昨年度 108 名が、今年度 103 名ということで、5 名減少ということでございます。ニセコ高校につきましては、昨年度 58 名、今年度 52 名ということで、減少してございます。

続きまして 6 ページをごらんください。③特別支援教育を要する児童生徒の指導体制の状況につきましては、そこに記載のとおり町費におきましてニセコ小学校に 2 名、近藤小学校に 1 名、ニセコ中学校に 1 名、計 4 名配置してございます。

(3)、学校保健関係につきましてはですが、各種健康診断実施状況につきましては、そこに書いてある日程で実施してございます。コロナの状況等もあり、日程等苦勞しながら進めているところでございます。

(4)、ニセコスタイルの教育につきましては、特にコミュニティスクール、全体会 3 月 9 日、年度の反省等含めて、次年度に向けてということで開催してございます。令和 3 年度の第 1 回ニセコスタイルの教育推進につきましては、6 月 2 日、今年度の部会運営等について、特にこれまで英語部会、ニセコ学部会、さらに今年度から学校 ICT 部会、G I G A スクール構想をより実務的な段階で活用させるために新設して、具体的な活動を進めていくというところでございます。

(5)、学校施設整備についてですが、G I G A スクールにつきましては今述べたようなかたちで令和 3 年度当初より運営開始ということで、各学校におきましてリモート授業への対応をしているところでございます。ニセコ高校生徒寮の検討ということでは、これまで、北海道大学大学院工学院の協力を得まして、いろいろな建物についての研究、あるいは高校生からアンケートやヒアリングをとって、2 月から 3 月に行って現在その分析作業を進めているところでございます。こう

というような中にありまして、ニセコ高校については生徒募集にはどうしても寮が必要であるというような考え方もございますので、そういったことも含めて今後どうすべきかということを検討中でございます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、午前 11 時 20 分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、続けてください。

○教育長（片岡辰三君） 7 ページから説明をさせていただきます。（6）としてニセコ高等学校の関係です。令和 3 年度の入学生徒の状況でございますけれども、そこにありますとおり町内・管内の生徒が少なくなり、道内の他町村のほうから入学してくる生徒が増えてございます。今年度 24 名ということになっております。寮のほうにつきましては、現在 14 名が利用しているということです。いま、2 名 1 室のところ 1 名で使用している状況ですけれども、今後生徒が増えていくと狭あいな状況になってくるというふうになっております。③花・野菜苗の校内販売については、今年度新型コロナウイルス感染症対策のため中止ということで、一部ニセコビュープラザのほうで一般販売をしていただいたというところでございます。④校内意発表大会、これは例年ですと公開していたところでございますが、コロナのために校内での実施ということで、12 名参加し、記載のように最優秀賞、野村さん、Ⅲ類、それから優秀賞 1 席、平畑太陽君、Ⅰ類、優秀賞 2 席、小林麟太郎君、Ⅰ類ということで表彰されてございます。その中で南北北海道大会、6 月 17、18 日に静内町で開催されます大会へは、Ⅰ類は平畑太陽君、Ⅱ類、平畑康生君、Ⅲ類、野村優花さんが出場ということになっております。平畑康生君のⅡ類についてはですね、それぞれ発表分野がⅠ類・Ⅱ類・Ⅲ類とございまして、Ⅱ類のほうで平畑康生君が優秀な結果を収めていたということで出場するということでございます。続きまして 8 ページ、⑤の定体連関係の各種大会でありますけれども、5 月 29 日に開催されてございます。卓球、バスケットボール、バドミントンにつきましては、記載のとおりとなっております。いずれも全道大会へ出場ということになってございます。特に全道大会の期間が 6 月 19、20 日ということで緊急事態宣言下の中にありまして、旭川特別措置区域のほうに出場ということもございまして、帰宅してから 3 日間、生徒、教職員等自宅待機というような決まりがございまして、特に、帰宅してから次の週には町内のインターンシップへの参加というようなこともございまして、町のほうの抗原検査キットを活用させていただき、陰性という担保ができる学生についてインターンシップに参加させていただくというような体制でございます。⑥としてニセコ高校応援懇談会ということで 5 月 13 日、この場で町内事業者 5 名と記載のですね、町長、教育長、学校教育課長、ニセコ高校校長、教頭で、ニセコ高校を今後どう盛り上げるかというようなことで、意見交換したところでございます。

大きな 3 として、子育て支援、幼児教育・保育の推進についてでございます。（1）、子育て支援、子どもまちづくり関係につきましては、そこに記載の 5 月 2 日から 5 日間、曾我活性化センターにおきまして NPO 法人ニセコみらいサポート隊に委託して、休日における保育について実施してい

ただいたところでございます。

それから、次、9ページをお開きください。(2)、幼児センター関係のそれぞれ園の行事等につきましては、そこに記載のとおり開催されてございます。(3)の入園児童の状況でございますけれども、これにつきましてはほぼ定員満度を確保して、昨年度とほぼ同様の人数ということで今年度155名という状況になってございます。特に一部年齢の小さいところで、待機している方も少しいらっしゃいます。10ページをお開きください。(4)預かり保育の状況につきましては、そこに記載のとおりでございますけれども、昨年同期に比べて今年度はかなり増えている状況でございます。延べ人数については、昨年の15人から50人となってございます。

次に(3)、子育て支援関係でございますけれども、①の子育て支援センター利用状況につきましては、4月、5月の開催日数については、昨年度はコロナの関係で閉園と申しますか、そういう状況でしたけれども、今年度は開催日が多くなっており、前年に比べてかなり多い利用状況になってございます。(2)の一時保育の状況につきましても、今年度は前年度に比べてかなり利用人数、延べ利用人数等、実人数等も含めて増えてございます。(3)、休日保育の状況につきましては、そこに記載のとおりでございます。(4)、子育て講座等事業実施の状況につきましては、そこに記載のとおりで、11ページのほうにも記載されてございますけれども、このような内容で開催してございます。

(4)としてニセコ子ども館関係につきましては、今回教育委員会に子ども未来課が設置されて、その関係で所掌がこちらのほうに入ってきて報告させていただいているところでございます。子ども館関係につきましても人数はかなり増えている状況でございます。

大きな4、社会教育・社会体育の推進についてでございます。(1)、社会教育活動、①の放課後子ども教室におきましては、それぞれ町民センターと近藤小学校において開催をしているところでございます。密を避けるようなかたちで開催してございます。(2)、少年体験事業、ニセコみらいラボにつきましても、それぞれ希望者を対象にそのような日程で進めているところでございます。(3)の寿大学につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の流れで、現在中止している状況でございます。今後コロナの状況、あるいはワクチン接種の状況等踏まえて、開催に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

(2)文化・図書活動につきましては、有島記念館普及事業につきまして、そこに記載してございますが、宮山登山会12名参加ということでございます。藤倉英幸展につきましては札幌で開催しているところで、来場者が712人であったという報告を受けております。あと、藤倉英幸コレクションにつきましても、昨年12月1日から4月11日までということで、来場者が1,093人ということでございました。(2)有島記念館入館者の状況ということで、元年度と2年度とを比較してございますが、やはり今年度、2年度につきましては、新型コロナウイルス感染等の影響がございまして、入館者が減少している状況でございます。(3)学習交流センターあそぶっくの利用状況につきましては、記載のとおり13ページにわたってございます。これにつきましても下のほうに、令和元年度、2年度の比較を記載してございます。2年度につきましては入館者が3分の1というような状況になってございます。(4)につきましてはあそぶっくの活動状況につきましては、14ページにかけて記載しているような事業を取り組んでいるところでございます。それから、⑥のニセコ町文化協会活動状況につきましては、14ページの1番下を書いておりますけれども、そこに第1回役員会を開催してございます。それから、総会につきましては書面決議というようなかたちで、新型コロナウイルス感染防止対策の関係で書面会議でしてございます。

(3) 社会体育・スポーツ活動についてでございます。①のニセコ町体育協会活動状況につきましては、役員会が4月21日、それから評議員会がコロナウイルス感染のために、書面会議というかたちで開催をしているところでございます。令和2年度のスポーツ体育関係の表彰者につきましては、記載の優秀スポーツ選手賞、藤原君、それから奨励スポーツ選手賞、牧野さん、努力賞、高瀬さん、三橋君がそれぞれの種目で表彰予定でございましたけれども、コロナ関係で学校やスポーツ団体から受賞者に表彰状を伝達するかたちで表彰させていただいているところでございます。②として第39回ニセコマラソンフェスティバル実行委員会につきましても、第1回、9月19日開催予定の大会について書面決議させていただいたところでございます。その中で実行委員の皆さん方の総意といたしましては、今の状況で準備段階等も含めると開催については非常に厳しいというようなご判断でございました。それを受けまして中止せざるを得ないという状況でございます。③の令和2年度の町内児童生徒スキーリフトシーズン券助成事業の実施状況につきましては、そちらの記載のとおり昨年度より若干増えてございます。

続きまして16ページ、(4)、新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う施設の運営状況についてということで、そこに記載してございますが、①の社会教育施設につきましては、学習交流センター、あそぶっくにおいては利用制限等そこに記載のような条件で開催しているところでございます。有島記念館につきましては、特に6月1日から20日につきましては、主に記念館に来る方々が札幌方面からいらっしゃる方が非常に多いということで、町民だけということにはなかなか大変だということで、やむを得ず臨時休館というような対応をさせていただいております。②の社会体育施設につきましては、総合体育館においては町民限定で閉館時間を2時間ほど繰上げて午後8時閉館、それから水曜日等の一般開放や、土日については閉館というような状況を余儀なくされております。あと、運動公園、パークゴルフ場につきましては町民限定、野球場も町民限定、テニスコートも町民限定というようなことで、範囲が制限されてございます。水泳プールにつきましては、今、対策防止を講じながら運営できるよう準備を進めているところでございます。

17ページをご覧ください。(5)として新型コロナウイルス感染防止対策に伴う社会教育事業及びスポーツ事業の対応についてでございますけれども、先ほども若干触れたところでございますけれども、寿大学、高齢者学級につきましては今後、新型コロナウイルス対策の推移を踏まえて、実施または延期あるいは内容の変更などについて検討し判断をしたいと考えてございます。各種少年教育事業につきましても、緊急事態宣言等踏まえて、特に他都市との交流事業、令和3年高島市少年交流体験事業は今年を受入れ年でございましたが、中止という判断になってございます。それから、薩摩川内市へニセコ町から訪問する予定でございますが、7月27日、28日も現状では厳しいのではないかとということで、道内に変更して子どもたちに何かそれにかわるようなことが実施出来ないかということで現在検討中でございます。その他、文化・芸術に関する事業等につきましては、新型コロナウイルス対策の推移を踏まえて実施または延期、あるいは内容の変更など、慎重に検討し判断していきたいというふうに考えております。それからニセコ町鉄道遺産群、ニセコエクスプレス公開につきましては、当初予定から大分延ばして7月2日から何とか実施したいということで進めてございます。特に車両を車庫から出して、車両本体が見えるようなかたちにすると、かなりアピールができるということだったんですけれども、逆にこういう状況で密な状況になったら困るということで、この催しについては中止をするということでございます。あそぶっくまつりについても中止ということで、今後のスポーツ事業につきましては、これまで5月23日の運動公園開幕

スポーツ大会、それからふれあい町民運動会等については中止ということでございます。それからソフトボール大会、バレーボール大会についてはですね、今後の状況により判断していきたいというふうに考えております。マラソンにつきましては先ほど申し上げましたが、中止というかたちで進めてございます。

教育行政報告については以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 陳情第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、陳情第1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情の件は、会議規則第91条の規定に基づき、総務常任委員会に付託します。

◎日程第6 陳情第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、陳情第2号 「ニセコ町に放射性物質等をもちこませない条例の制定」を求める陳情の件を議題とします。

お諮りします。本件陳情書は、議員全員で構成する「ニセコ町に放射性物質等をもちこませない条例の制定を求める陳情」特別委員会を設置し、これに付託することとしたいと思います。

また、本件につきましては、閉会中も調査できるものとし、期間は調査終了までしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、「ニセコ町に放射性物質等をもちこませない条例の制定を求める陳情」に関する調査を行うため、議員全員で構成する「ニセコ町に放射性物質等をもちこませない条例の制定を求める陳情」特別委員会を設置し、閉会中も調査できるものとし、期間は調査終了までとして決定いたしました。

◎日程第7 報告第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 本日よろしくお願ひいたします。日程第7、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

議案の2ページをお開きください。報告第1号、専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の確定について）。

物損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年6月1日付で下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1、損害賠償の相手方、住所、虻田郡ニセコ町■■■■■■。氏名、■■■■■■（親権者 ■■■■■■）、2事故の概要、令和3年4月12日午前10時頃、ニセコ中学校体育館において3年生の体育の授業中、仰向けで背中を床につけて動く体操を行っていたところ、床板の一部が破損しささくれ

ていたため、尖っている部分が衣服、ジャージ及びTシャツでございますが、に刺さり、衣服が破けたものである。学校の管理者である町としての過失を認め、損害賠償を行い和解いたしました。

3、損害賠償の額、金 8,580 円。損害物、ジャージの 8 割、損害物 T シャツの 10 割。

令和 3 年 6 月 15 日提出、ニセコ町長 片山健也。

当該事案につきましては、ただいまご報告をしたとおりでございますが、ジャージの損害額、賠償額が 8 割とあるのは、中学校の 3 年間着用するうち本人が 2 年生ということで、保険会社によるジャージの減耗分が査定されたということによるものでございます。なお、体育館床のささくれについては、5 月 13 日で修繕済みということであり、また、予防的観点から体育館以外の点検も行い、家庭科室など 3 か所についても対応をいたしましたのであわせてご報告をいたします。

報告第 1 号については以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第 1 号、専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5 番（斉藤うめ子君） ただいま、損害賠償のことについて、副町長からご説明がありました。

私が伺いたいのは、町の過失によってジャージと、それから T シャツが破損したということなんですけれども、これ保険会社が査定した結果、ジャージのほうが 8 割、そして T シャツのほうが 10 割となっているんですけれども、確かに保険会社の査定に従ったということなんですけれども、内容について 8 割にした、いずれにしてもジャージは破損した、そしてそれを縫うとか、破損したものを縫い合わせるとか何かそういうことをされたのでしょうか。それにしても、これ 8 割ということは、8 割まで損害賠償するわけですね。それで細かいことなんですけれども、仮に 10 割したとしても 1 万円ぐらいかなというふうにちょっと考えてみたんですけれども、このあたりのところの判断ですね、これは全く保険会社に任せたので、これで納得したということで双方和解とはなっているんですけれども、お互いにこれでいいというふうに了解したという報告なんですけれども、今 2 年生でこれからあと 1 年あって、いずれにしても破損されたならば、大した額でもないのに、新しいのを取り替えるべきじゃないかなというふうに私は思っているので、その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） ただいまの斉藤議員の 8,580 円という賠償額でございますが、内訳はチャージが 6,600 円の 8 割で 5,280 円、ジャージ自体は縫うというより新しいものを買われております。それに対して、損害賠償額ということで補填をさせていただくものでございますので、減耗というものが査定において発生、車をぶついたり、いろいろ物を壊し、そういう基準という部分では細かい査定の内容まで我々も熟知しているところではございませんが、そういうかたちで減耗させていただいた中で、双方で理解をしてこの額で決定をしました。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5 番（斉藤うめ子君） よろしいでしょうか。ちょっと確認なんですけど、結局新しいものをこれ両方合わせて 8,580 円。結局は新しいものに全部取替えたというふうに理解してよろしいんです

か。

(「はい」の声あり)

それにも関わらず、8割ということがちょっと私は理解出来なかったので質問したんですけれども。はい。でしたら、よろしいですかと思っております。はい。わかりました。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 何点かお伺いしますが、まず今回の事故にあたって、人身的な、怪我などはなかったのかどうか。それをまずお伺いをしたい。それと、事故後、同様の箇所について、3教室ほど点検をされたということですが、その点検の結果についてどうだったのか。他にも同様な事例が見受けられたのかどうか、その点についてお伺いしたい。さらに、3点目は、基本的には学校は児童・生徒にとって安心安全な場所であるということには変わりないわけで。なぜこのような、いわゆる床、床材がささくれ立ってしまったのか。その原因追及については、どのようにされたのか。3点お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） 怪我につきましては、幸いありませんでした。我々もちょっとこの辺に関してほっとしているところがございます。事故後の対応というところがございますが、まず、今回気づいたところというのは体育館の床面、平成15年から床材がやはり乾燥してきていて、弱っているところがちょっと一部剥がれかけていて、今回ははがれてしまったというところ。本当に木材であっても尖っていて非常に鋭利なものですので、刺さっていたら大きな怪我になっていた。それが、今回は体育の授業中に、いもむし運動じゃないですけど背中をつけて、体感を鍛えるトレーニングをしていたところで、そこがひっかかって体ゆすっていますから、それで剥がれたんだろうと。この結果を受けてですね、やはり床材同じようなものを、他でも使っているの、全校全部チェックをし、その中で家庭科室と3年B組の床の一部いつているところがあるということで、今回体育館の修繕とあわせて、そこの修繕をさせていただいた。修繕するにあたっては、通常ですと床板全部剥いで床を入れ替えたりするんですが、もう古い部材ということで同じ部材がないのでやるとすると結構大がかりになる。どうしても継ぎはぎ感が出てしまうところがあったんですが、今回は不良箇所を一部取り外して、そこを樹脂とかで固めるような、そういう工法で部分的な修繕をさせていただいた。まさに学校で安全な場所という全くそのとおりでございます。まだ我々も中学校そんなに経っていないというような認識でおりましたけれども、その足元のチェックは十分日々やっていく必要があるだろうというところで、学校を含めて確認に関しては常に意識するよう心掛けたい。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第8 報告第2号から日程第10 報告第4号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、報告第2号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての

件から、日程第 10、報告第 4 号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての件まで 3 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 日程第 8、報告第 2 号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についてでございます。この報告第 2 号とこの後にご報告する第 3 号、第 4 号までは、自治法の規定に基づきまして、町が資本金等の 2 分の 1 を出資している法人について経営状況を説明する資料を提出するものでございます。なお、これから説明させていただく中で、金額についてはその内容に応じて円単位、千円単位、万円単位と、使い分けをさせていただく場合がございますのでご了承いただきたいと存じます。

議案の 4 ページ、こちらをご覧くださいと思います。報告第 2 号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、ニセコ町土地開発公社の令和 2 年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 15 日提出、ニセコ町長 片山健也。

おめくりいただきまして、5 ページ以下、経営状況報告となっております。6 ページの 1 番目、令和 2 年度の事業報告でございます。

(1) 事業概要といたしまして、土地造成事業として令和 2 年度の販売実績はございませんが、新たに町と地元有志などで設立した新会社である株式会社ニセコマちが進めているニセコ生活モデル地区構築事業実施予定地に係る土地の一部について、令和 2 年 7 月 6 日に取得をしております。

(2) 事業費に関する事項ということで一般管理費として 11 万 3,990 円の支出をしております。

(3) 理事会の開催状況ですが、第 1 回を令和 2 年 4 月 27 日に開催し、記載のとおり事業報告及び審議がなされております。次に第 2 回が令和 3 年 2 月 9 日に開催され、ニセコ生活モデル地区に関連したニセコ町への寄附についてほか、2 件について審議をしております。

2 番目、令和 2 年度の財務諸表及び財産目録の承認について、次ページ以降に記載してございます。7 ページでございますが、まず損益計算書でございます。1、事業収益、2、事業原価ともに実績がございません。従いまして、事業総利益は 0 円ということでございます。3、販売及び一般管理費について、旅費は役員の費用弁償、需用費は印紙代等、役務費は余剰地の草刈り代、それから公租公課費、これらで事業利益は 11 万 3,990 円損失計上となっております。4、事業外収益につきましては、受取利息などで 7,311 円。5、事業外費用はなく、経常利益は 10 万 6,679 円の損失。6、7 の特別利益及び損失はなく、当期損失も同額の 10 万 6,679 円となります。

8 ページ貸借対照表でございます。資産の部、現金及び預金 1,004 万 4,026 円、その下、完成土地の原価分、こちらが 210 万 929 円、開発中土地、昨年度購入ということでございますが、こちらは 2,544 万 45 円。これらに出資金と定期預金を合わせて資産合計が 1 億 759 万 5,000 円となります。続きまして、負債の部は 3 月 31 日現在の法人町民税、それから法人道民税の未払い、こちらが 7 万円。それから資本の部では基本財産として町からの出資金 500 万円、これに前期繰越し準備金 1 億 263 万 1,679 円を加えて、当期損失 10 万 6,679 円を差し引いた 1 億 752 万 5,000 円。こちらが資本の合計で、これに先ほどの負債未払い法人税ですが、この 7 万円を加えた負債資本の合計が 1 億 759 万 5,000 円となっております。

次、9 ページ。キャッシュ・フロー計算書、会計期間内の資金の増減ということでございますけ

れども、土地購入などから事業活動によるキャッシュ・フローは2,554万6,724円の減ということでございます。土地購入によりローマ数字のⅣ、下から3行目でございますが、こちらの現金及び現金同等物増加額は、2,554万6,724円の減、1番下の6現金及び現金同等物期末残高、こちらにつきましては期首残高から減額の1,004万4,026円となりました。

10ページでございます。財産目録でございます。

次、お開きいただきまして11ページから12ページは、収益、それから原価、有価証券、基本金の各明細でございますので後ほどご覧ください。

13ページ、こちらは現在公社が持っております土地の明細書でございます。小さい文字で恐縮ですが、上の表(1)こちらはさくら団地の宅地で分譲後の調整地となります。残りが調整地ということでございます。下段は土地開発公社で昨年購入し、現在株式会社ニセコまちが開発を進めるべく準備をしている土地の一部ということになります。これが(2)ということでございます。

それから、次のページ14ページから17ページ、こちらについては後ほどご覧いただきまして、18ページ、令和2年度決算を踏まえた監査の報告ということになってございます。

それから、また、おめくりいただきまして19ページ、役員の名簿ということでございます。

土地開発公社については、その役割を株式会社ニセコまちへ移行し、後に解散の方向で準備を進めるべく検討を進めるということとしております。

報告第2号については以上でございます。

○議長(猪狩一郎君) 説明を中止してください。

この際議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長(山本契太君) 休憩前からの引き続きということで、議案の20ページをお開きいただきたいと存じます。日程第9、報告第3号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についてでございます。

報告第3号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社キラットニセコの令和2年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月15日提出、ニセコ町長 片山健也。

おめくりいただきまして21ページをご覧くださいと存じます。まず、令和2年度の事業経過報告の1、総括でございます。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯は平成13年6月1日のオープン以来20年目を迎えております。指定管理者としてはこれまでの経営実績により、令和2年4月1日から6期目に入っております。当期は新型コロナウイルス感染症の流行で営業自粛を余儀なくされ、経済活動を大幅に抑制されました。その結果、特に前期まで順調に推移していた外国人観光客の入り込み減少など来館者が著しく減少し、経営に大きな影響がありました。なお、コロナ禍の営業自粛については令和2年4月9日から同年5月31日までの時短営業と、ニセコ町民並びに定期券購入者限定とした入館規制の実施、これに加え6月22日まではサウナ利用の禁止をするなど徹底した予

防対策を実施してきたところでございます。対策内容については21ページ中ほどの1-1に掲載した予防対策のとおりでございます。

22ページの中ほど、2の売上げについてでございますが、当期の総売上げは4,913万2,000円、対前年比84.7%、881万4,000円の減額となりました。減収の主な要因はコロナ禍による時短営業、入館制限、また夏に開始したGOTOトラベル事業などの景気刺激策により一時的に客足の回復傾向があったものの、その後12月以降の感染拡大により再び観光客の動きが鈍くなりました。結果、館内の改修工事のために臨時休業をした11月、12月を除く対前年同月比10か月で大幅な減員となったということでございます。なお当期の入館者数については、対前年比86.8%、1万5,489人の減で10万2,693人となりました。外国人入館者については対前年比46.8%、2,980人減の2,632人となりました。

3の経費についてでございます。当期の売上げ販売費及び一般管理費は5,065万1,000円、対前年比88.5%、644万8,000円の減額となりました。前期に導入した新泉源や、コージェネレーションなどによる効率化及びコロナ禍による入館者減の影響により、水道光熱費を中心に修繕費や消耗品など18項目で前期の経費を下回り、保守等、委託料それから車両費など6項目で前期を上回る結果となりました。

続いて23ページ、こちらの中ほど4の営業外の収益についてということでございます。電気自動車急速充電器の維持管理費による権利金39万円、それから、コロナウイルスに関連し、842万6,000円の給付金、それから支援金を国、道、町から、それぞれ受けました。以上により売上額から一般管理費を差し引いた営業損益は、878万9,000円の減額となりまして、補助金等の営業外収益を加え、特別損失を差し引いた当期損益は13万9,000円のマイナスということでございます。

次の項目、収益事業報告でございますが、1の入館使用料の今年度売上げは対前年比83.8%の3,260万9,000円となりました。入館者の内訳では入館料が対前年比77.32%の2,171万円。それから回数券は対前年95.9%、定期券は対前年106.3%という結果となっております。2の扶助事業収入については、ニセコ町が発行する減額認定証をお持ちの70歳以上の高齢者、1人年間80回までというところなんです、こちらと障害者及び介助者などの入館扶助料の今年の売上げは対前年比99.2%の440万8,000円となりました。3の貸室売上げと24ページの上段、4の賃貸料、5の販売収入についても2年連続での減額ということでございます。

次に同じページの中程、ニセコ町予算による改修工事報告を記載してございます。老朽化などによる修繕や交換が合わせて5件、コロナ対応の体温測定器の導入が1件となり、合計で6件425万4,800円の実績となります。

25ページの中程の給付金・支援金・権利金事業報告でございますけれども、電気自動車急速充電器スタンド設置事業では維持管理に伴う日本充電サービス権利金39万円。それから26ページの上段、2の令和2年度給付金・支援金の支給については、コロナ禍における国の給付金200万円、道支援金35万円、ニセコ町からの給付金607万6,000円を受けております。

続いて、同じページのイベント・キャンペーンの関係ですが、綺羅乃湯におけるイベントキャンペーンの実施は集客増を狙うために大切な取組となっております。今期におきましてもコロナウイルス感染拡大防止の対策をとりながら、ハロウィンカボチャイベントから始まり、27ページまで標記のイベント・キャンペーンを実施したところでございます。

28ページは、売上げの実績表でございますので、これは後ほどご覧いただきたいと思っております。

29 ページをお開きください。貸借対照表でございます。流動資産、2,015 万 3,943 円ということで、前年と比べて 61 万 2,982 円減になっております。固定資産 39 万 7,920 円、資産は合計で 2,055 万 1,863 円ということで、前年と比べて 82 万 247 円減ということになってございます。右側の負債の部でございますけれども、流動負債 504 万 3,006 円、前年から 68 万 1,059 円の減額、その下、純資産の株主資本は 1,550 万 8,857 円でございます、そのうち利益剰余金が 450 万 8,857 円ということで、利益剰余金については前年よりも 13 万 9,188 円減少ということでございます。

続きまして、30 ページ、損益計算書でございます。売上 4,913 万 2,225 円、仕入れなどの売上原価が 727 万 239 円で差引き 4,186 万 1,986 円。こちらが売上総利益となっております。以下、経費等を差引きまして当期は税引き後 13 万 9,188 円の赤字決算ということでございます。

31 ページ、販売費及び一般管理費でございますけれども、大きく前年と比べて増減のあったものとして、中ほどの修繕費については 38 万 4,270 円で、前年度比 140 万 8,992 円の減額。これは前年度実施した外壁木部塗装、それからポンプ類の修繕が終了したということでございます、このような減額になってございます。それから下から 7 行目になります、水道光熱水費が 1,633 万 4,107 円で前年度比 370 万 3,315 円の減額ということでございますが、これは入館者の減やコロナ禍による燃料等単価の減、それから新たな泉源の温度の上昇、コージェネレーションの導入などによります水道、燃油、電気料の使用料の減が原因ということでございます。

それから 32 ページ、株主資本等変動計算書でございますけれども、1 番右の純資産は今期の利益が 13 万 9,188 円の減となりましたので、今期末において 13 万 9,188 円を減額し、1,550 万 8,857 円ということになりました。

33 ページの監査報告につきまして、決算をもとにご承認をいただいているというところでございます。

最後に、34 ページ、これは 5 月 1 日現在の役員、それから従業員数と組織図ということで掲載しておるものがございます。

報告第 3 号に関する説明は以上でございます。

続いて、日程第 10、報告第 4 号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についてでございます。36 ページでございます。

報告第 4 号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の令和 2 年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 15 日提出、ニセコ町長 片山健也。

37 ページをお開きいただきたいと存じます。経営状況報告書でございます。まずは下線を引いております令和 2 年度経営の概況ですけれども、コロナ禍により売上総額、売上原価、販売管理費ともに対前年比で減額となっております。給付金などの支給によりまして、最終的に税引き前、当期利益額は前年度比 136.0%の 248 万 4,000 円という結果となりました。1 年を総括して、コロナ禍により北海道独自の緊急事態宣言に始まり、各国航空便運行停止や国内線大幅減便政府による緊急事態宣言の発令により、ニセコ町も来訪者の激減、それから経済的に大きな痛みを負ったということでございます。本社事業部では、コロナ禍による来訪者減が大きく響き、取扱い及び収益減を余儀なくされてしまいましたが、町、道、国からそれぞれ給付金、支援金、補助金事業等の支援により、当期純利益は黒字で終了したということでございます。放送事業部は広告収入拡大に成功しま

して増収黒字化で終了し、放送事業部におきましても黒字化ということでございます。

ニセコリゾート観光協会はビュープラザを拠点とする本社事業部に3グループ、ラジオ局に1グループと、計4つのグループで事業展開をしておりますので、グループごとにご説明をさせていただきたいと思っております。まず37ページ中ほど、本社事業部、①インフォメーショングループでございますが、道の駅ビュープラザにおける観光案内業務、施設管理業務、それから特産品販売業務及びJRニセコ駅での観光案内、施設管理、乗車券類の販売業務を担っております。38ページ上段でございますけれども、道の駅ニセコビュープラザ全体の年間来場者は59万9,000人、前年比79.7%、コロナ禍によるゴールデンウィークの時短営業などを経まして、特産品の販売は9,420万2,739円ということで、前年比84.4%ということでございます。また同じページの中ほど、コロナ禍の経済対策として、ニセコ町応援福袋販売促進事業に取り組んだほか、下段のオンラインショップ販売、それから39ページの中程、JR特急車内での特設会場販売、湯めぐりパスの販売、下段のJR乗車券販売などを引き続き手がけてまいったということでございました。

40ページ中ほど、②旅行・地域振興グループということですが、今年度から地域振興部門を旅行グループに併設し、旅行・地域振興グループとして組織改編を行ったということでございます。コロナ禍によりまして、6月まで新規旅行需要の発生がなくアウトバウンドの取消し、変更作業、代案提示、インバウンドでは教育旅行受入れプログラムの実施時期変更、中止、取消し作業、視察受入れと、マイルスでは中止取消し作業を余儀なくされてきたということでございます。40ページの下段から上期の取組と上期実績を、41ページから42ページまで記載してございます。同じ42ページ下段から下期の環境分析、続いて43ページから下期の取組実績について、45ページ下段まで詳しく掲載をしております。それから45ページの下段の旅行・地域振興グループの年間総括として、売上目標4,258万6,000円に対しまして、実績1,308万3,000円、対目標30.7%、対前年29.1%。それから、収益目標が748万2,000円に対し、実績290万1,000円、対目標が38.8%、対前年36.8%という結果となったということでございます。46ページはアウトバウンドの総括、インバウンドの総括を記載してございます。47ページ、上段に地域振興チームと記載がございましたが、まずは、観光協会では地域振興として、地域における観光振興目標を目的とした行事などの事務局運営や、実行委員会での支援、町内活性化への取組支援等を行っております。今期は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、数々の行事、イベントが中止を余儀なくされる中で、コロナ禍の経済対策や継続事業などに次のとおり取組をいたしました。まず、写真を通じてニセコをアピールするニセコフォトチャレンジ、48ページ下段、ニセコ町飲食店等応援割引クーポン発行支援事業、それから49ページの上段、電動アシスト自転車の貸出しとしてニセコグリーンバイクプラスの運行、同じページの中程にニセコ町プレミアム付商品券発行事業、それから50ページにニセコ・ハロウィンフォトコンテストなどがございます。また、51ページの1番下でございますが、コロナ禍により開催を中止いたしましたイベントなどの掲載をしております。

続いて52ページの上段、③総務グループでございますが、先ほどご説明したとおり、昨年度まで総務グループ付の地域振興部門は体制構築強化を目的として今年度から旅行グループ付けとして組織改編を行いました。このため、総務グループでは地域振興部門を切離し、日々の会計経理業務及び事業実績管理、情報整理、労務管理、円滑な取締役会、株主総会運営など総務全般業務を担うということになっております。総務グループについては53ページまで実績の記載をしております。

続いて54ページ、放送事業部でございます。コミュニティFM放送事業は開局から9年目を迎

え、さらなる番組の充実、運営体制の基盤固めを目的に事業を進めてまいりました。既存の番組を継続しつつ、スポンサーの要望にも応えるべく新たな企画に挑戦し、広告収入としては昨年に引き続き増収となったということでございます。その広告収入について本年度は 672 万円、対前年 138 万円の増となっております。なお、令和 3 年度はラジオニセコが開局 10 年目となります。今後もラジオニセコのコンセプト、「聞いただけじゃない出るラジオ」をモットーに、地域に根差したコミュニティ放送局として運営をしてまいりますということでございます。基本となる放送事業は、同じ 54 ページ上段の運営スタッフ 4 名という記載から始まりまして、55 ページの中ほどには CM 及び提供番組の作成自治体や企業などから依頼を受けて制作放送する番組を記載しております。56 ページの下段、こちらには議会についての放送時間ということでもとめて記載がしております。続きまして 57 ページの上段では、コミュニティの創造、その他業務とありますが、ラジオニセコによる地域づくり、まちづくりの一助となる取組を 58 ページまで記載をしております。

59 ページは会社の概要として、現在観光協会全体として行っている業務をまとめてございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

60 ページ、貸借対照表でございます。資産の部、流動資産 5,328 万 7,694 円で、前年比 837 万 1,195 円増額ということでございます。この流動資産に固定資産 638 万 2,401 円と繰延資産を加え、資産の合計が 6,179 万 5,999 円でございます。前年より 320 万 4,563 円増額となっております。右側、負債の部、流動負債 1,715 万 5,186 円で、内訳として預り金、それから仮受金以外は若干増額しているということでございます。続いて純資産の部、株主資本 4,464 万 813 円でございます。うち利益剰余金は 2,464 万 813 円と、前年比 148 万 2,984 円の増額ということでございます。

61 ページにお進みいただきたいと思っております。損益計算書でございますけれども、令和 2 年度は、1 億 5,107 万 6,413 円の売上がありまして、売上原価を差し引いた売上げ総利益は 6,000 万 418 円。これから販売費及び一般管理費の 8,609 万 6,248 円を差引きまして、それに利子助成金などの営業外収益を加え、営業損失と法人税等を差し引くことで、最終的には 1 番下、148 万 2,984 円の利益ということになってございます。

続きまして、62 ページでございます。販売費及び一般管理費ですが、合計で前年度比 103 万 78 円減の 8,609 万 6,248 円となりました。

63 ページ、株主資本等変動計算書でございます。1 番右上の期首の純資産が 4,315 万 7,829 円。これに当期の純損益 148 万 2,980 円を加えて、期末の純資産は 4,464 万 813 円となっております。

64 ページ、個別注記表、それから 65 ページから 70 ページに参考資料としましてニセコリゾート観光協会の本社事業部と放送事業分、各々の貸借対照表、損益計算書、販売及び一般管理費を掲載しております。

71 ページ、今期決算に関する監査報告となっております。

72 ページ、4 月 1 日現在の役員名簿及び組織図ということでございます。

報告第 4 号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第 2 号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

榊原君。

○4 番（榊原龍弥君） 土地開発公社の会計上のことについてちょっと質問したいんですけども、7 ページの損益計算書、そのあと 8 ページ、9 ページの貸借対照表とキャッシュ・フローに入っている開発中土地の 2,544 万 45 円っていうのが、損益計算書には入ってないと。この手の業種っていうのは、これが損益計算書に反映されないというのが本当だとは思いますが、これって売れた時点で何て言うんですかね、取得の原価とか何かに計上されるものなのか、そのまま損益計算書に反映されないものなのかっていうことについて、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬企画環境課長

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問にお答えいたします。損益計算書についてはですね、1 年間の事業を行って、利益が 1 年間で出たかどうかと。それから貸借対照表については、どちらかというとなら財産があって、逆側に負債等があるんですね、土地開発公社の会計の中では、こちらでいう先行取得している部分については、役員会・理事会等ですね、入れてないということなのでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4 番（榊原龍弥君） これは取得した土地が、売るといふかたちになるのかわかんないんですけども、損益計算書にはずっと反映されることはないという捉え方でいいんですか。純粋な質問なんですけども。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 議員ご承知のとおり、今回の 2 年度についてはですね、損益計算書には反映されないという理解で進めております。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4 番（榊原龍弥君） 2 年度には反映されないとしても、この土地を何らかの処理をしたときに、それが損益計算書には反映されることはないのかどうかということなんですけれども。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） それは令和 3 年度の損益ということで大きく質問かと思えますけれども、今後ですね、2,500 万の土地については予定ではニセコまちさんが開発する事業において、今年度中にニセコ町から購入していただく予定にはなっております。そのときに、財産の処分ということですので、貸借対照表には載ると思いますが、損益のほうにですね、載るものかどうかっていうのでちょっと調べて確認して、必要であれば役員会等でですね、記載していきたいなというふうに思っています。次年度、来年の 6 月の報告にはきちっと精査していきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第 3 号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8 番（高木直良君） 23 ページなんですけれども、コジェネによって電気を生産したと。そのことによって電気料金の負担が下がってるかわりに、LPG という新しい燃料を購入しています。そ

れで今回時短があったり、休館があったり、複雑で単純ではないかもしれないんですが、当初コージェネを導入、この庁舎もそうですけれども、導入にあたりましては、環境上のメリットと同時に収支的にもですね、電気を生産するというのと、その燃料であるLPGを購入して熱を発生させるということなど、総括的に見てこのコージェネ導入がどの程度、営業にですね、プラスになっているのかどうか、これ先ほど申し上げましたように、いろんな通常の営業じゃなかったんで複雑かもしれませんが、もし総括的に見て評価があればお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） ただいまの高木委員のご質問にお答えします。令和元年度と令和2年度の比較ということになると、令和元年度ですと改修だとかボイラーの補修だとかで、営業日数が少なかったり、また令和2年度ですと、こんどはコロナで入浴規制だとか、なかなかちょっと平常時の比較ができないということなんですけども、シンプルに令和元年度と令和2年度の数字で比較というか、そういったことでちょっと中身ご理解いただきたいなと思いますので、これからその説明をさせていただきます。

例えばですね、令和元年度でいきますと、重油の使用量でいきますと、令和元年度は15万6千リットルほど使用していると。令和2年度でいきますと10万5千リットルほどの使用になります。これだけでいくと、3割ぐらいというか、5万1千リットルほど重油の使用量が減っていると。これ金額に換算しますと、そのときの単価とかで計算しますと460万円ぐらい重油のお金が減っているというかたちになります。それと同時に恐らく、その重油の使用が減るということは環境負荷も数値的にはちょっとわかんないですけど、減っているのかなあと考えております。また、電気代についてもやっぱりそれにかかって使用料が減ったりとなりますので、令和元年度の電気代でいくと480万円ほどかかっていたものが、令和2年度だと300万弱ぐらいまで落ちています。それでいくと180万円ぐらい、支払っている電気代が落ちているということでありまして。逆にですね、LPガスのほうが今度かかってくるということなので、LPガスのほうでいきますと令和元年度で40数万円ぐらいだったものが270万円ぐらいに上がっているということですので、差引き220万円ぐらいLPガスが上がると、上がるというLPガスの分のお金がかかっているよと。ただその辺を差し引いたとしてもですね、300万円ぐらいは金銭的に負担が減っているのかなあというふうに理解できるかなと。またこういったコージェネの導入とかによってですね、館内の電気だとかコンセントだとか、そういったものも賄えることになってるので、例えばこうやって避難所としての機能も向上しているし、そういったところでもいろんな効果が出てくるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員

○8番（高木直良君） ありがとうございます。それで今おっしゃったようなことについて総括的に町民にとってわかりやすい説明をしていただいたほうが、やはり設備投資でかかったものは実際これだけの効果が上がってますよということの理解に役立つと思いますので、何らかの機会ですういものを町民に示していただきたいということを希望します。

○議長（猪狩一郎君） 回答よろしいですね。

○8番（高木直良君） はい。希望です。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより報告第4号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木委員。

○8番(高木直良君) 観光協会としてですね、やはり今回のような異常な事態、コロナ問題でいろんな町民あるいは事業者に対する支援ということで取組をしていただきました。中でも、大きいなと思いますのは、プレミアム商品券ですね。これを販売して使ってもらおうということで、いろいろな営業上の困難などに対して支援されました。それで、これが全体の効果といいますか、それについて、この報告以外にできるだけわかりやすくしていただきたいと思うんですけども。いろんな事業者の方がありまして、いろんな種類、飲食、それから宿泊ということがございます。それに対応して、それぞれどの程度の効果があったのか、ちょっとこれだけ見るとよくわからない。どれだけ売れたかということ。それからいろいろ、これだけ使われたということではありますが、どういう分野でどの程度の効果があったかっていうことについて、簡単にもしこの場で話ができれば、お聞きしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 斎藤課長。

○商工観光課長(斎藤徹君) ただいまの高木議員のご質問にお答えさせていただきます。ちょっと今手元に詳しい、例えばグラフだとか、そういったものがあれば皆さんにお配りしてわかりやすく説明できる場所ですが、ちょっと私の記憶の中でざっくりとした回答になるかもしれないですけど、申し訳ないです。

今回プレミアム商品券については、1次、2次、3次みたいな感じで3段階にわたって発行してきたというふうに記憶しております。1次、2次では、飲食店だとか日用品に使われた例が多かったというふうに考えてまして、3次では宿泊施設でも販売をしたので、宿泊施設での利用が非常に多かったと。また比較的小規模な宿泊施設、ニセコでいうとペンションだとかそういったところでの利用が比較的好調だったというふうな状況でもありまして、やっぱりこうやってよかったなというようなところで、そういった経営者の方からも直接お声も伺っているというところでもあります。結果的には町内消費に利用された金額は、大体1億2,000万円ぐらいあったというふうに記憶しておりますので、やはり大きな効果というか、消費、誘導の効果はあったのかなと考えております。簡単ですけども、以上でございます。

○議長(猪狩一郎君) 高木議員

○8番(高木直良君) これも質問というよりお願いになるかもしれませんが、今おっしゃったようなことなどができるだけわかりやすく、町民向けに提示していただくよう要望します。

○議長(猪狩一郎君) 要望でよろしいですね。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第 11 報告第 5 号から日程第 13 報告第 7 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 11、報告第 5 号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてから、日程第 13、報告第 7 号 令和 2 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての件までの 3 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第 11、報告第 5 号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてでございます。

74 ページをごらんください。報告第 5 号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。ニセコ町情報公開条例第 42 条の規定により、ニセコ町情報公開条例の令和 2 年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 15 日提出、ニセコ町長 片山健也。

75 ページをお開きください。運用状況報告でございます。1 の情報公開請求件数は 4 件でございまして、請求された文書について部分公開とせず全て公開した件数が 3 件、それから開発案件の住民説明会において参加された町民などの住所・氏名を除いた情報を公開した部分公開、これが 1 件ということでした。それから 2 の請求内容は記載のとおりでございます。3 の不服申立ての状況はございません。4、審査会の開催状況ですけれども、情報公開審査会で審査する案件がなかったということから開催をしてございません。

報告第 5 号については以上でございます。

続きまして、日程第 12、報告第 6 号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についてでございます。

76 ページでございます。報告第 6 号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について。ニセコ町個人情報保護条例第 53 条の規定により、ニセコ町個人情報保護条例の令和 2 年度の運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 15 日提出 ニセコ町長 片山健也。

77 ページをご覧いただきたいと思っております。報告書でございます。開示、訂正、是正の請求、それから不服申立てについて、令和 2 年度についてはなしということで、近年これらの実績はない状況でございます。それから 5 番目に個人情報の目的外利用が 77 ページから 79 ページにかけて 13 件、そして 79 ページ中段の外部提供が 4 件ということで、内容はご覧のとおりでございます。このたびは 79 ページ上段、表の「避難行動要支援者名簿作成事務」及びその下の「生活道路除雪費補助事務」、この 2 件の利用以外は全てコロナ禍における経済対策を実施するための利用となっております。なお、審査会の開催状況ですが、審査する案件がなかったことから開催はしてございません。

報告第 6 号については以上でございます。

続きまして、日程第 13、報告第 7 号 令和 2 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

80 ページをごらんください。報告第 7 号 令和 2 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法第 213 条の規定により繰り越したので、同法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

令和3年6月15日提出、ニセコ町長 片山健也。

これは地方自治法に基づきまして、歳出予算の翌年度への繰越しについて議決を経ている繰越明許費について、翌年度5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告するというものでございます。事業名、それから金額などについては81ページに記載のとおりでございます。事業の詳細につきましては3月定例議会にて説明をさせていただいておりますが、役場庁舎・防災センター整備事業については新庁舎工事の工期が延長となったことに伴う北海道総合行政情報ネットワーク設備移設工事の繰越明許費、それから次の新型コロナウイルス特別対策事業は、防災ラジオ3千台の製造、調達に時間を要したということによる繰越明許費、その下、小中学校教育活動継続支援事業及び高等学校教育活動継続支援事業については、新型コロナウイルス対策に伴う国の3次補正であります学校保健特別対策事業費補助金の交付を受けて実施する事業の繰越明許となります。翌年度繰越額は合計で4,786万5,000円。財源内訳として特定財源が4,530万円で、一般財源が256万5,000円となります。

報告第7号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第5号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより報告第6号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についての質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第7号 令和2年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑に入ります。
質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

◎日程第14 承認第1号から日程第17 承認第4号

○議長（猪狩一郎君） これより日程第14、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から日程第17、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町公共下水等事業特別会計補正予算）の件まで、4件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 山本契太君。

○副町長（山本契太君） 日程第 14 からということになります。最終の補正ということですが、ちょっと時間が長くなるかと思いますが、ご勘弁いただきたいと存じます。横長の専決処分した事件の承認についてという、こちらのほうをご用意いただきたいと思ひます。承認の第 1 号から第 4 号まで、こちらは令和 2 年度一般会計及び特別会計についてですけれども、決算に向けて大きな予算増減を整理することで収支を見通し、基金取崩しの解消といった財源調整、あるいは新たな基金の積立てなどを行う最後の補正ということになります。この補正後の予算が令和 2 年度最終予算ということになります。

まず、日程第 14、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度ニセコ町一般会計補正予算）でございます。最初に今回専決処分いたしました令和 2 年度一般会計補正予算の全体像について説明をいたします。お配りしております補正予算資料のナンバー 1 の 5 ページをご覧くださいと思ひます。まず歳入についてですが、町税の決算収入見込みや地方交付税、それから国・道支出金、町債などの額の確定に合わせた予算の増減を行っております。令和 2 年度の決算見込みにつきましても、町税や地方交付税の上ぶれ、歳出予算の執行残などにより、財源として予算していました基金繰入金の一部、左欄の下から 3 つ目の繰入金ですが、4 億 4,489 万 2,000 円を減額補正するということができました。

次に歳出についてですが、歳入において一般財源が増額となったことなどから、将来の財政需要に備えて、各種基金への積立金を計上しております。具体的には、町債の償還財源、これを確保し将来の安定した財源運営を行うため、右欄の下から 2 つ目、こちらの 6,384 万 1,000 円の内訳となりますけれども、国営緊急農地再編整備事業基金 1,000 万円。それから減債基金に 5,178 万円、それから 3 月にお受けした寄附金の積立金を補正計上しております。このほか事業実施に基づきまして公共事業や町補助金、それから新型コロナウイルス特別対策事業などの減額補正を行っております。また、特別会計の決算見込みにより、特別会計繰出金も減額補正としておるところでございます。

これらの実績に基づく予算額の整理、財源の調整を行った結果、歳入歳出それぞれ 2 億 3,494 万円の減額補正となっております。それでは改めまして議案の説明をいたします。

承認第 1 号でございます。専決処分した事件の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 2 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。

令和 3 年 6 月 15 日提出、ニセコ町長 片山健也。

3 ページ、こちらは令和 3 年 3 月 31 日付の専決処分書となります。

次の 5 ページ、読み上げます。令和 2 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 2 年度ニセコ町一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,494 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 1,489 万 5,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日、ニセコ町長 片山健也。

議案の6ページから「第1表 歳入歳出予算補正」の内容でございます。歳入が6ページから7ページ、歳出が8ページから9ページに載っております。

それから、10ページから15ページを飛ばしていただきまして、16ページが歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。17ページの歳出をご覧ください。今回の補正額合計2億3,494万円。こちらの減額の財源内訳ですが、国道支出金4,753万7,000円の減額、それから地方債4,370万円の減額。その他特定財源が2億8,427万4,000円減額、一般財源が1億4,057万1,000円の増額でございます。

それでは歳出より説明をいたしますので45ページをお開きください。なお、入札による執行残、事業確定による執行残については説明を省略させていただく場合がございます。それ以外の理由により増減のある項目について、主に説明をさせていただくということでご了承いただきたいと存じます。また、表の1番右側の説明の欄に記載のない項目につきましては、表中央の欄、財源内訳の変更でありまして、歳入の補正予算に伴う財源充当の変更のみとなっております。こちらについても詳しい説明は省略させていただき、財源調整として報告したいと考えます。この財源調整につきましては、例えば予算よりも多く収入が入ったものや基金の繰入れがなくなる、繰入れしなくてよくなったもの、それから中には収入の見込みが少なくなったものがありますが、そういった場合に活用する言葉としてご理解をいただきたいと思っております。

まず、1款1項1目議会費、8節旅費の普通旅費112万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、予定していた多くの会議が書面開催や中止となったことから未執行が生じたものでございます。その下、特別旅費78万6,000円の減額は、当初6人の参加を予定していた市町村アカデミー議会議員特別セミナーについて、感染拡大の時期と重なったことから5人が参加を断念したこと、また、新たな過疎法における過疎地域に指定されるよう、国会議員への要望活動について4回の予定を3回にしたこと、これらによる執行残ということでございます。その下、12節議会運営調査委託料50万円の減額は、事業未執行による残ということでございます。

46ページ。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の8節普通旅費366万2,000円の減額も、コロナ関連での会議などの中止やウェブに切替えたことによる執行残ということです。

3目交通安全費は財源調整。

4目基金積立金では社会福祉事業、事業基金積立金及び2つ下のふるさとづくり基金積立金については、3月の定例会以降3月末までの新たな寄附分をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。また、減債基金積立金については、将来の安定した財源運営に向けて5,178万円を積み立てるというものでございます。5,178万円の内訳でございますが、令和2年度に借入れた猶予特例債3,810万円の償還財源として歳入と同額の3,810万円。それから役場新庁舎の償還財源として1,368万円の積立てを行うということでございます。ここで補足資料の2ページをご覧くださいと存じます。ただいまの基金積立てを含め、一般財源の基金残高は表の一般会計の小計、1番右下4行目にあるように、15億1,109万5,000円となります。このほか基金残高の推移についてのほかの部分は参考としてご覧いただきたいと存じます。

議案の46ページにお戻りください。5目文書広報費の100万円の減額については、コロナ関連で事業が未執行となったことでの減額でございます。

その下、6目企画費、7節報償費のふるさとづくり寄附金返礼の77万6,000円の減額は、返礼として実施している千歳からの送迎がコロナ禍で未実施となったことなどによる減額ということでございます。8節普通旅費の69万2,000円の減額は、コロナ禍による出張等の取りやめによる減。13節使用料及び賃借料の光ファイバー網設備電柱等共架料86万円の減額は、令和2年6月末で光ファイバー網の1期整備分を通信会社に譲渡したことにより、この分の共架料が不要となったことによる減額補正でございます。18節負担金補助及び交付金のバス路線維持費補助49万7,000円の減額は、生活路線バス福井線において新型コロナウイルス対策として、北海道より株式会社ニセコバスに本バス路線に対する補助金が交付されることとなったことによる町補助金の減額ということでございます。47ページ上、デマンドバス運行事業補助815万8,000円減については、にこっとバス運行事業補助について、新型コロナウイルス対策として株式会社ニセコバスへの国からの補助金が増額となったこと、地域おこし協力隊の派遣協力等による事務員人件費の減額、燃料単価の減額及び走行距離の減少などによる町補助金の減額ということでございます。

7目地域振興費、7節報償費73万2,000円の減額は、協力隊採用面接に係る旅費相当を謝礼として計上していましたが、コロナ禍により面接などオンラインで実施したということによる減額でございます。8節の普通旅費147万1,000円の減額は、コロナ禍により会議研修及び協力隊募集に係るイベント出店が中止またはオンライン対応となったことによる減額。12節の地域おこし協力隊活動・募集支援業務委託料102万2,000円の減額は、当初5月から23人の協力隊を予定しておりましたが、6月時点では18人、10月から23人の採用となったこと及び入札執行残による減額ということでございます。13節の会場使用料33万3,000円の減額は、コロナ禍により予定していた協力隊募集イベントが中止となったこと。また、従前の対面式での参加を見送り、オンライン式での出展に変更したということによる減額でございます。18節の地域おこし協力隊活動費補助945万3,000円の減額は、当初5月から23人の協力を予定していましたが、6月18人、10月から23人の採用となったこと及び家賃補助、及び企業支援補助の実績による減ということでございます。集落支援員補助については328万1,000円の減額で、当初8人の集落支援員を予定しておりましたが7人の採用となったこと。また、このうち3人が家賃補助の対象外であったことによる減額ということでございます。

8目自治創生費、12節移住定住支援業務委託料58万1,000円の減額は、業務の精査による執行残、18節のSDGs人材育成・交流事業推進補助金76万円の減額はコロナ禍により予定していた町内でのSDGs研修会会議が全て中止となったということによる減額でございます。

11目庁舎管理費、その下12目財産管理費は財源調整。

13目職員厚生研修費、8節特別旅費512万6,000円の減額もコロナ禍によりまして各種研修会等の中止によるものでございます。

14目自動車維持費、10節燃料費55万1,000円の減額、それから48ページの修繕費80万4,000円の減額は実績によるものということでございます。

15目町民センター費、16目、17目、18目は財源調整でございます。

20目庁舎等整備費、14節通信線等移設工事246万1,000円の減額は、事業完了による減でございます。17節の一般備品287万7,000円の減は事業実施による残ということ、それからその下、コンピューター機器備品の105万円の減額は購入予定だった備品について見直しを行い、旧庁舎で使用しているものを流用することとしたことによる減額ということでございます。

22 目新型コロナウイルス特別対策費、10 節消耗品 134 万 5,000 円の減額と、その下の医薬材料費 81 万 3,000 円の減額は購入実績によるものということでございます。12 節防災ラジオ配布業務委託料 298 万円の減額は、防災ラジオの納品が次年度、令和 3 年度ということですが、こちらにずれ込むということから、配布に要する費用を減額補正するというものでございます。17 節の一般備品 54 万円の減額は購入実績による減、その下、事務用品費 66 万円の減額は防災ラジオ購入、執行残ということによる減。その下、体育施設用備品 55 万 7,000 円の減額は、バランストレーニング機器等の備品購入に関して入札執行残の減ということでございます。49 ページ、18 節、こちらの中小企業特別融資保証料補助 92 万 7,000 円の減から出産子育て応援給付金 55 万円の減までの 12 本は、補助または給付金の各事業の実施実績によりまして、全体で 1,715 万 1,000 円の減額補正になっているものでございます。

23 目定額給付金事業費、11 節役務費の通信運搬費 58 万 7,000 円の減額と、その下 18 節の 1 人 10 万円を給付した定額給付金の 940 万円の減額は、いずれも事業の実施に伴う実績残ということでございます。

2 項徴税费、2 目賦課徴收费については財源調整でございます。

50 ページ、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、12 節委託料 83 万 5,000 円の減額は通知カード番号カード発行委託料で、マイナンバーカード交付実績等に基づく国からの交付金減額に伴う減ということでございます。

51 ページ。3 項民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 12 節委託料の健康保険委託料 335 万 8,000 円の減額。その下、移動支援委託料 72 万円の減額はいずれも実績によるものということでございます。18 節の北海道自治体情報システム協議会負担金、90 万 6,000 円の減。それから、羊蹄山麓発達支援センター事業負担金、その下、ニセコ社会福祉協議会補助、合計 269 万 1,000 円の減額は事業実施に伴う実績による減ということです。19 節扶助費についても事業実績に伴う 997 万円の減額補正ということになります。

2 目老人福祉費、12 節委託料は事業の実施に伴う減額ですが、生きがい活動支援通所事業では実績がなかったことによる減額ということになってございます。19 節扶助費も老人福祉施設費及び 52 ページ上段のニセコ駅前温泉綺羅乃湯高齢者入館料扶助、合わせて 319 万 4,000 円も事業の実施の実績による減ということでございます。

3 目後期高齢者医療費、17 節繰出金では後期高齢者医療広域連合共通事務経費分と町単独事業費分、保険基盤安定分の確定に伴う 86 万 7,000 円の減額。

4 目国民年金事務費につきましては、財源調整ということでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童措置費、18 節の子育て世帯臨時特別給付金は実績による減、19 節扶助費の子供医療費の拡大分も支給実績による減額ということでございます。

2 目児童福祉施設費については財源調整ということでございます。

53 ページ 4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、17 節繰出金では簡易水道事業特別会計の歳出減額に伴う繰出金 600 万 4,000 円の減額補正ということでございます。

それから、2 目予防費、12 節委託料の助産師訪問産後ケア業務委託料 60 万 1,000 円の減額は、利用者人数が見込みを下回ったことによるものでございます。19 節扶助費、こちらは不妊治療及び不育治療扶助件数が見込みより少なかったことによる 166 万 1,000 円の減額。

3 目環境衛生費、19 節の飲料水施設整備事業費補助、90 万円の減額は実績によるものでござい

す。合併処理浄化槽設置整備事業補助、こちらは予算で 20 基の事業を見込んでいましたが、工事取りやめなどがあり 12 基の実施となったことにより、補助対象事業量が減少したため執行残 451 万円の減ということでございます。

4 目ニセコ斎場費、こちらは財源調整でございます。

7 目環境対策費、8 節旅費の 82 万 3,000 円の減額は、当初予定をしておりました先進地視察、伊豆の国市とドイツでございますが、これがコロナ禍により取りやめとなったことによる減額でございます。

2 項清掃費、1 目清掃総務費は財源調整です。

2 目塵芥処理費、54 ページ 10 節の消耗品費 192 万 7,000 円の減額は、新型コロナウイルスの影響により経済活動が停滞し、指定ごみ袋の購入枚数が減少したためということでございます。12 節羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料 1,287 万円の減額、それと 3 行下の 18 節堆肥センター生ごみ下水道汚泥処理負担金 197 万 1,000 円の減額は、いずれもコロナ禍においてごみ処理が減少したことによる減ということでございます。2 行戻りまして 14 節の一般廃棄物最終処分場補修工事 203 万 5,000 円の減は、工事実施にあたり財源として過疎債を予定してはいたけれども、過疎債の配分調整によりまして財源が見込めなくなったため、事業を 1 年見送ったことによる減額補正ということでございます。17 節備品購入費のごみステーションは設置希望者数の減による、55 万円の減ということでございます。

55 ページ 6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費は財源調整です。

2 目農業総務費、8 節特別旅費及び 18 節地域農政未来塾受講料負担金は研修中止に伴う 92 万 4,000 円の減額補正。

3 目農業振興費、18 節農業次世代人材投資資金の 75 万円の減額は、事業実施による減ということでございます。

それからその下 5 目、草地管理費は財源調整です。

6 目農地費、8 節普通旅費 56 万 8,000 円の減額は、会議等中止に伴う減額、18 節農業用水路補修事業補助 56 万 5,000 円の減、その下中心経営体農地集積促進事業交付金 1,294 万 8,000 円の減は、いずれも事業確定に伴う減額ということでございます。その下 24 節積立金の国営緊急農地再編整備事業基金積立金 1,000 万円は、当該事業による後年の償還に備え、計画的に財政負担の平準化を図ることから基金への積立てを行うというものでございます。

8 目担い手対策費、18 節グリーンパートナー推進協議会事業補助 50 万円の減額は、コロナ禍により予定の交流会事業が中止となったことによるものです。

10 目農業経営基盤強化促進対策費、56 ページの上段、20 節新規就農資金貸付金 200 万円の減は、新規就農者の実績減によるものでございます。

11 目土づくり対策費、10 節需用費の消耗品 121 万 4,000 円の減は、生ごみ下水道汚泥を原料とするコンポスト堆肥について、原料の受入れ量減少により堆肥生産量が見込みより少なかったことによる減額補正。18 節の完熟堆肥流通促進事業と、その下、緑肥作物奨励事業を合わせて 150 万 4,000 円の減額は事業実績によるというものでございます。

2 項林業費、1 目林業振興費及び 2 目町有林造成費は財源調整でございます。

57 ページ、7 款 1 項商工費、1 目商工業振興費、18 節の商工業振興事業補助 440 万 8,000 円の減は事業実績によるもので、その下、にぎわいづくり起業家等サポート事業補助 200 万円の減額は実

績がなかったということによるものでございます。

2目観光費、10節需用費の光熱水費121万円の減は、光熱水費の実績によるもの。12節綺羅乃湯さく井工事実施設計業務委託料。こちらの243万1,000円の減は、綺羅乃湯地下調査の結果、水質が期待している結果とならず、この水を使用する場合、設備投資に1億円を超える概算見積りが提案されたため設計業務を変更したことによる減額ということでございます。18節、アンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会負担金117万6,000円の減は、予算ではアンヌプリ山頂の避難小屋に風速計を一基設置する予定でしたが、協議会での協議により風速計の設置を行わないこととしたための減。その下ニセコ観光協議会負担金515万9,000円の減は、着地型旅行整備事業の実施を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため事業の実施を取りやめたためということです。その下、観光振興事業費73万9,000円の減はイベントの中止によるもの。その下、ニセコ観光魅力アップ事業補助50万円の減は、事業への応募がなかったことによるものです。ニセコハロウィン事業補助58万1,000円は、ニセコハロウィンの開催をウェブ中心とした開催に変更したものでございます。

3目消費行政推進費、18節の羊蹄地域消費相談体制運営負担金78万5,000円の減は、消費生活行政活性化補助金が採択されたことにより、関係町村の負担が減額したためということでございます。

58ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料は2件合わせた136万2,000円の減は入札による執行残です。

3目除雪対策費、10節需用費の光熱水費及び12節町道等除雪委託料、合わせて584万1,000円の減は、いずれも実績によるというものでございます。

4目道路新設改良費及び、5目橋梁維持費の14節工事請負費も実績に伴う減額補正。

3項河川費、1目河川維持費は財源調整。

4項、1目公園費の59ページ上段、12節の農村公園再整備実施設計業務委託料70万4,000円も実績に伴う減額ということでございます。

6項下水道費、1目下水道整備費においては公共下水道事業特別会計歳出の減額による繰出金511万8,000円の減額ということです。

7項住宅費、1目住宅管理費は財源調整です。

2目住宅建設費、12節152万9,000円の減額、及び14節161万1,000円の減額はいずれも入札執行残。

3目住環境整備費、18節1,900万円の減額はいずれも事業確定に伴う減ということでございます。

60ページ、9款、1項、1目消防費は財源調整。

61ページ、10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費、8節普通旅費62万4,000円の減額は、来日予定であったALTがコロナ対策により来日できなくなったことによるものでございます。12節委託料の電算業務技術支援委託料57万2,000円の減額は、教職員のPC操作研修についてGoogle社による無償研修がメニュー化されたため、予算の未支出となったことによるものです。その下、学校インターネット環境整備業務委託料は入札による減、13節のバス借上料887万8,000円の減は新型コロナウイルス感染症など利用実績による減額ということでございます。15節原材料費の看板等維持材料57万7,000円の減は、在庫部材での対応ができたことによる減額でございます。17節のコンピューター機器備品229万9,000円の減、及び22節の教育用コンピューター譲渡事業償還金159

万 1,000 円の減は入札によるものです。

2 項小学校費、1 目学校管理費は財源調整となっております。

2 目教育振興費の 19 節要保護準要保護児童就学援助費扶助 53 万 5,000 円は、事業実績によるもの。

3 項中学校費、1 目学校管理費は財源調整となっております。

2 目教育振興費の 62 ページの上段、こちらの 18 節各種大会出場補助 73 万 7,000 円の減額はコロナ対策による大会中止等のための減額。その下 19 節 219 万円の減額は事業実績によるものです。

4 項高等学校費、1 目高等学校総務費は財源調整、2 目高等学校管理費の 10 節の燃料費 67 万 7,000 円は燃料消費の実績によるもの。

3 目教育振興費は各補助の実績により減額補正となっております。

4 目寄宿舎管理費の賄い材料費 85 万 1,000 円は、入寮生が当初見込みより 2 名減となったこと、及び新型コロナウイルスの影響で 1 か月間閉寮となったということによる減額というものでございます。

5 項 1 目幼児センター費、63 ページ上段 18 節の広域保育所市町村負担金 140 万 8,000 円の減額。こちらについては当初蘭越町への広域入所者 1 名を見込んでいましたが、予定者が入所を辞退したということによる減額でございます。

6 項社会教育費、1 目社会教育総務費、7 節の放課後子供教室安全管理者等謝礼 138 万 7,000 円は新型コロナウイルスの影響で年度当初から放課後子供教室を開催することができず、11 月から始めたことによるものでございます。それから 11 節公演料 55 万円の減は、コロナ禍による青少年芸術鑑賞会が中止となったことによるもの。13 節バス借上料 124 万 9,000 円は、コロナ禍により洋上セミナーや寿大学の行事が中止になったことによるものです。18 節の 2 件の補助についてもコロナ禍の影響により未執行となったものでございます。

2 目有島記念館費、10 節光熱水費もコロナ禍による閉館及び冬季の空調改善工事の展示室閉鎖に伴う空調使用が当初見込みより抑えられたということによる減額 78 万 3,000 円ということでございます。

3 目学習交流センター費は財源調整でございます。

7 項保健体育費、1 目保健体育総務費、11 節受講料 65 万 8,000 円の減額、これはコロナ禍によりアスリートスポーツ事業の回数、内容の縮小によるということでございます。13 節使用料及び賃借料のスキーリフト券使用料 54 万円の減額。その下バス借上料 96 万 8,000 円の減額については、いずれもスキー大会の中止というものでございます。

3 目給食センター費、64 ページ上段、10 節賄材料費 148 万 7,000 円は休校に伴う給食費の減額によるもの。14 節学校給食センター増改築機能向上工事 902 万 3,000 円の減。これは入札の執行残ということでございます。

4 目総合体育館費、10 節燃料費 73 万 2,000 円の減額もコロナ禍による閉館の影響ということでございます。

5 目の運動公園費は財源調整。

65 ページ、11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目土木施設災害復旧費の 12 節 400 万円の減額は、入札執行残による減。その下 14 節 128 万 7,000 円の減額についても事業確定に伴う減ということでございます。

66 ページ、12 款 1 項公債費、1 目元金については財源調整。

2 目利子、22 節町債償還利子 497 万円の減額は、令和元年度末の借入れ債について低利率で借入れができたことによるというものでございます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、午後 2 時 40 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時38分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） 歳入の 18 ページからのご説明になります。何とかなるべく早めに説明したいと思いますがよろしく願いいたします。

18 ページ、1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1 節現年課税分 7,000 万円の増、それから 2 節滞納繰越分 80 万円の増額ということで計上しておりますが、前年度に引き続き課税対象者の給与所得、営業所得などが増加したことに伴う税収の増ということで増額計上となっております。

2 目法人、1 節現年課税分は 2,800 万円の増額計上。2 節滞納繰越分は 50 万円の増額計上は前年同様新規設立法人の増加に伴い、均等割額の税収が増加したということでございます。また前年、上半期はまだ新型コロナウイルス感染症による悪影響が少ない決算に基づく納税が多かったため、法人税、法人税割額も増額の補正となっているということでございます。

2 項、1 目固定資産税、1 節現年課税分 3,230 万円の増額、2 節滞納繰越分 30 万円の増額計上。こちらは新規家屋の増、地目変更による宅地の増などによる増額の補正でございます。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、1 節現年課税分 47 万 9,000 円の減。令和 2 年度より創設されたこの税制は当初計上していたよりも実際に税額対象になる車両の登録数などが少なかったということによる減額となっております。

19 ページ、4 項町たばこ税、1 目町たばこ税、1 節現年課税分 315 万円の増額計上でございます。税率改正により、税収が微増したことによる増額補正となっております。

5 項 1 目入湯税、1 節現年課税分 5,670 万円の減額はコロナ禍による宿泊税の減と宿泊客数の減ということが影響しております。

20 ページ、2 款地方譲与税から 26 ページ、10 款地方特別交付金までは各項目の額の確定による補正ということでございます。

27 ページ、11 款地方交付税は 1 億 2,612 万 7,000 円の増額補正で、普通交付税について 5,982 万 4,000 円の増額。特別交付税 6,630 万 3,000 円の増額です。普通交付税については令和 2 年度から新設された地域社会再生事業費、特別交付税については地域おこし協力隊集落支援員の増員ということが起因しております。

28 ページ、12 款 1 項 1 目 1 節の交通安全対策特別交付金 34 万円の増は、交付金の増額の確定ということによるものです。

29 ページ、13 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金のニセコども館運営費負担金 167 万 9,000 円の減は、利用人数等の実績に伴う負担ということの減額でございます。

2 目教育費負担金の幼児センター保育料は長時間型保育の実績減による 307 万 8,000 円の減。それから広域保育所入所市町村負担金では、ニセコ町幼児センターの長時間型へ入園した他市町村に居住している児童が当初見込みより多かったということによる 98 万 8,000 円の増額。幼児センター給食費は実績による 45 万 7,000 円の減額。

30 ページ、14 款使用料及び手数料の 1 項使用料、1 目総務使用料では町民センター使用料 66 万 2,000 円の減額です。

3 目農林水産業使用料では草地使用料 43 万 8,000 円の増額。

4 目土木使用料、2 節住宅使用料では、前年度ベースに基づき当初予算を見込んでいましたが、使用実績の減少による歳入減による、719 万円の減ということです。以下、特定公共賃貸住宅使用料及びコーポ有島使用料はいずれも実績による減ということでございます。

5 目教育使用料の有島記念館入館料 111 万 3,000 円の減はコロナ禍の影響を受け、入館者の減によるものと。それから運動公園使用料 60 万円の減も団体利用の禁止やパークゴルフ用品の貸出し中止などによる減、実績の減となります。

2 項手数料、2 目民生費手数料の在宅老人支援手数料は実績による 48 万 4,000 円の減。

31 ページ、3 目衛生手数料の 475 万 2,000 円の減額は、新型コロナウイルスの影響により経済活動が停滞し、指定ごみ袋の交付枚数が減少したということによるものでございます。

それから、32 ページ、15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金では、国民健康保険にかかる保険基盤安定負担金、国負担分こちらの増額、それから障害者給付費負担金は障害者の医療費、補装具、障害サービスに係る国庫負担分の給付実績による国庫負担金の減額補正ということです。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金の特別定額給付金事業補助金 1,472 万 1,000 円の減、及びその下の通知カード番号カード発行委託料補助 83 万 5,000 円の減は実績によるもの。地方創生推進交付金の 943 万 1,000 円の増。こちらについてはニセコ生活モデル地区構築事業において、当初見込みから増額での補助申請が認められたということによるものでございます。その下、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 73 万 5,000 円の減は、新庁舎の高気密化に伴う補助金の実績によるものでございます。その下、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は、本交付金に追加配分として予定してきた学校保健特別対策事業費補助金事業の地方負担分 200 万円分について、最終的に国の制度設計上、令和 2 年度の交付金に算定されず令和 3 年度の算定分へずれ込むこととなったことから、減額補正するというものでございます。

2 目民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業費補助金、98 万 7,000 円の減。その下、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金 82 万 3,000 円の減は事業実績によるものです。

33 ページ、3 目衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金 37 万 2,000 円の減は、合併浄化槽について、先ほども申しましたが 20 基の事業実施見込んでいたところが、工事取止等により 12 基の実施となったこと、それからその下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 49 万 7,000 円の減額は補助の実績によるというものでございます。

4 目土木費国庫補助金については補助金確定に伴い道路橋梁費補助金及び住宅補助金について、社会資本整備交付金、合わせて 1,998 万 1,000 円を減額補正するものでございます。

5 目教育費国庫補助金では、1 節教育総務費補助金の四つの補助事業、その下 4 節幼児センター費補助金の 2 つの事業については、合わせて 832 万 4,000 円の減。いずれも補助事業及び交付事業

の実績について額の確定による減額ということでございます。

3 項委託金、2 目民生費委託金の国民年金事務費委託金、32 万 2,000 円の増は国民年金事務費交付金及び年金生活者支援給付事務取扱交付金についてシステム改修費、それから取扱い実績による増額ということによる補正でございます。

3 目農林水産業費委託金の国営土地改良事業委託金は 136 万 7,000 円の増額。

34 ページ。16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、1 節社会福祉費負担金では、国民健康保険にかかる保険基盤安定負担金の増額、障害者給付負担金は障害者の医療費補装具、障害サービスに係る道費負担金の給付実績による減額補正ということでございます。

2 項道補助金、1 目総務費道補助金の地域づくり総合交付金は企画展などを地域振興事業の額の確定に伴う、90 万円の減額補正でございます。

2 目民生費道補助金では、1 節社会福祉費補助金の 2 つの事業及び 2 節児童福祉費補助金の 1 つの事業については、共に交付決定額の確定による減額の補正ということでございます。

4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金は、3 つの事業実施による 693 万 7,000 円の減額。こちらについては事業実績に伴う額の確定ということでございます。

35 ページ、5 目商工費道補助金、1 節商工費補助金においては、本年度も引き続き消費者行政活性化事業補助金の交付を受けることができたため、364 万 3,000 円の増額、それからプレミアムつき商品券発行支援事業補助金 173 万 2,000 円の減は、コロナ禍による経済対策として実施した商品券発行事業の実績ということでございます。

6 目教育費道補助金の 2 節幼児センター費補助金のうち保育料軽減支援事業費補助金、33 万 8,000 円の増。それからコロナ対策として実施をいたしました教育支援体制整備事業補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、合わせて 3 つの事業については額の確定に伴う増額補正ということ。それからその下、3 節地域づくり総合交付金については有島記念館における企画展の事業実施に伴う額の確定による減ということでございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税费委託金では、町道民税の納税義務者が当初予定額の算定数に比べて増加したことにより 65 万 9,000 円の増額ということでございます。

2 目農林水産業費委託金の国営緊急農地再編整備事業にニセコ地区換地業務委託金では、ニセコ換地業務委託金の確定に伴う 122 万 2,000 円の増額。

36 ページでございます。17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入では、職員住宅及び教職員住宅の貸付け実績により 68 万 9,000 円の減、その下 3 節光ケーブル貸付料 80 万 9,000 円の増は貸付料についての実績ということで増額となっております。

2 項財産売払い収入、1 目不動産売買収入では町有地の立木売払い収入 36 万 1,000 円の増加、

2 目物品売払い収入において有島記念館の入館者減による 55 万 9,000 円の減。その下、ニセコ高校の苗販売中止に伴う 130 万 6,000 円の減額。その下、国営事業客土売払収入 72 万 3,000 円の実績の増ということでございます。

37 ページ、18 款寄附金の指定寄附金では社会福祉への指定寄附 3 件を受けたことによる補正でそれが同額を歳出補正し基金に積立てを行うということでございます。ふるさとづくり寄附金と合わせて 206 万円の計上でございます。

38 ページ、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金では、決算見込みから基金繰入金を全額解消することに伴う 2 億 1,900 万円。こちらの減額ということになります。

4 目公共施設整備基金繰入金、5 目地域福祉基金繰入金についても、決算見込みから予定した基金繰入金を全額解消することに伴う減額補正ということでございます。

6 目ふるさとづくり基金繰入金は、決算見込みから基金繰入れを一部する必要がなくなったことによる 1,160 万円の減額補正。

8 目庁舎建設基金繰入金においても、決算見込みから基金繰入れを一部する必要がなくなったことによる 3,800 万円の減額補正でございますが、主な要因としては庁舎建設に対して寄附をお受けしたことから、備品購入に対して一部起債充当が認められたこと、その他入札執行残による取崩しの減額が挙げられます。

9 目減債基金繰入金においては決算見込みから基金繰入れについて全額 1,700 万円を取り崩さないこととしたことによる減額補正でございます。

10 目森林環境譲与税基金繰入金においては、令和 2 年度に行った中央倉庫群の地域材利用促進事業、木製の遊具の導入ですけれども、これについて当初は既製備品の購入としてふるさとづくり基金の充当を予定しておりましたが、地域材を用いた木製遊具の導入に切替えたため、森林環境譲与税基金の充当 250 万円を補正するというものでございます。

39 ページ、2 項特別会計繰入金、2 目国民健康保険事業特別会計繰入金では、国保会計の歳入歳出状況を勘案し、過去の任意繰出金の精算として、一般会計に繰入れするということによる 1,320 万 8,000 円の増額補正でございます。

40 ページ、2 款、1 項、1 目繰越金では前年度繰越金 1 億 5,624 万 5,000 円で、令和元年度からの繰越金の実績による増額補正ということでございます。

41 ページ、21 款諸収入、1 項、1 目延滞金では、滞納者の収入実績増に伴い、町税の延滞金 33 万円を増額補正とすることとなっております。

3 項貸付金元金収入、3 目中小企業特別融資預託金収入 500 万円の減については、本町新型コロナウイルス特別対策として実施した中小企業特別融資事業について 1 件の融資実績があり、預託金が融資返済予定の令和 7 年度に返済されることとなったため減額補正するものでございます。

4 項の受託事業収入、2 目後志広域連合受託事業収入の健診事業受託収入では、国民健康保険被保険者の健診実績に伴う、後志広域連合からの事業受託収入の減による 299 万円の減額補正ということでございます。

5 項、4 目雑入の 2 節給食費収入から 4 節、6 節、7 節、それから 42 ページ上段の 11 節高校寄宿舎利用負担金については、利用実績に伴う減額または増額ということでございます。14 節備荒資金支消金では決算見込みから支消金を全額支消する必要がなくなったことによる 2,300 万円の減額補正となっております。23 節雑入は事業実績額によるもので、合わせて 1,407 万 7,000 円の減額となります。

それから 43 ページから 44 ページにかけて 2 款町債において、入札執行残など事業費の減額及び補助金等の特定財源の確定により、各事業債を借入れ実績に合わせて減額補正するものでございます。全体で 4,370 万円の減額となります。

10 ページにお戻りいただきまして、第 2 表 地方債補正でございます。以下、15 ページにかけての 20 件の事業においては、おのおの左側、変更前に起債の限度額を減額して、右側の欄、変更後の起債の限度額にするものということでございます。そのほかの起債の利率等に変更はございません。それから、地方債については 67 ページにも現在高をこちらに関する調書があります。これは後

ほど 67 ページをご覧くださいと存じます。

承認第 1 号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 15、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）についてでございます。

69 ページになります。承認第 2 号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 2 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 3 年 6 月 15 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、71 ページですが、こちらは令和 3 年 3 月 31 日付けの専決処分書でございます。

73 ページをお開きください。令和 2 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和 2 年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,631 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,956 万 8,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 31 日、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、74 ページ、75 ページが第 1 表、歳入歳出予算補正です。

それから 76 ページ、77 ページ、補正予算事項別明細書の総括でございます。77 ページ、歳出のほうをご覧くださいと思います。補正額 1,631 万 5,000 円を増額の財源内訳については、その他財源で 227 万 6,000 円の減額、一般財源で 1,859 万 1,000 円を増額ということでございます。

まず、82 ページ、歳出をご覧くださいと思います。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、27 節繰出金の国民健康保険事業特別会計繰出金 1,320 万 8,000 円増額については、過去の任意繰出金の精算として一般会計に繰戻しを行うものでございます。本返済で平成 22 年度から平成 25 年度にかけて行われた国保会計の任意繰出金、5,720 万 8,000 円、こちらは全て精算完了となるということでございます。

その次、2 目後志広域連合負担金の後志広域連合負担金、1,308 万 1,000 円の減額は、療養給付費など実績額の減額ということによる額の確定によるものでございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、これについては財源調整ということでございます。

83 ページ、3 款基金積立金については、国保会計の歳入歳出状況を勘案し、基金へ積み立てることによる基金積立金 1,650 万円の増額、剰余金の主な要因は平成元年度分の後志広域連合会計決算に伴う精算還付金収入 1,115 万 8,000 円によるものでございます。

84 ページ、4 款諸支出については、実績による減額ということでございます。

78 ページ、歳入の 1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税では、1 節医療費給付費分現年課税分 423 万 3,000 円の増額、3 節の介護納付金現年課税分 97 万 1,000 円の増額まで納付額確定により計上してございます。

79 ページ、3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分については増額、出産育児一次金等繰入金については額の確定により 85 万 8,000 円の減額補正となっております。それから財政安定化支援事業繰入金は増額、事務費繰入金

についても減額により、一般会計繰入金については合わせて5万4,000円の減額補正となっております。

2項、1目、1節基金繰入金については、国民健康保険の決算見込みから基金繰入れを全額解消することによる222万2,000円の減額補正ということでございます。

80ページ、4款繰越金では令和元年度会計が確定したことによる前年度繰越金79万9,000円の増額補正。

それから81ページ、5款諸収入、1項、1目一般被保険者延滞金、実績により保険税延滞金48万4,000円の増額補正。

3項、1目雑入の後志広域連合過年度精算還付金については、令和元年度後志広域連合分賦金の精算の還付金が生じたことによる1,115万8,000円の増額ということでございます。

承認第2号に関する説明は以上でございます。

日程第16、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）についてでございます。

85ページでございます。承認第3号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和3年6月15日提出、ニセコ町長 片山健也。

令和3年3月31日付の専決処分書が87ページでございます。

89ページ、令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。令和2年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,992万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億4,181万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをご覧くださいと思います。90ページから91ページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

92ページを飛ばしていただいて、94ページ、補正予算事項別明細書の総括、歳入でございます。

95ページの歳出をご覧ください。補正額合計1,992万4,000円減額の財源内訳については、国道支出金で121万9,000円の減額、それから地方債で1,420万円の減額、一般財源では450万5,000円の減額でございます。

まず102ページの歳出からご説明を申し上げます。102ページの歳出、2款管理費、1項1目維持管理費、14節工事請負費の量水器取替え工事は入札執行残でございます。その下、水道施設維持補修工事、こちらは、維持補修実績及び入札執行残による減額補正でございます。その下、15節の量水器63万7,000円の減額は新設用の量水機について曾我地区で予定されていたアパートの建設が先送りとなったということによる減額補正でございます。

103 ページ、3 款、1 項 1 目建設改良費、12 節委託料の水道施設実施測量設計委託料では、事業費の確定による 179 万 9,000 円の減額。14 節工事請負費の曾我地区簡易水道配水管更新工事 1,309 万 4,000 円の減額は入札執行残によるものです。その下、水道設備拡張工事 242 万 4,000 円は、ニセコ地区新規井戸削井工事等の入札執行残に伴うもの。その下、水道施設更新工事 66 万円の減額は近藤地区圧送ポンプ更新工事の入札執行残に伴うものでございます。

続いて歳入の説明についてですが、96 ページをご覧くださいと思います。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料の現年計量給水使用料金では、水道使用料の収入額が当初見込みより減ったことに伴う 80 万 7,000 円の減額補正ということでございます。

97 ページ、2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目簡易水道事業国庫補助金では、簡易水道事業の国庫補助金の額の確定に伴う 121 万 9,000 円の減額。

98 ページ、3 項繰入金について、簡易水道事業特別会計の歳出の減額及び前年度繰越金、消費税還付金等の歳入の増額に伴う一般会計繰入金 600 万 4,000 円の減額補正でございます。

99 ページ、4 款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金は、令和元年度から繰越金の実績による 59 万 8,000 円の増額補正でございます。

100 ページ、5 款諸収入では消費税還付金が発生したことに伴う 170 万 8,000 円の増額。

101 ページ、6 款町債では 3 つの簡易水道事業債の合計 1,420 万円の減額。これについてはいずれも事業確定に伴うものということでございます。

92 ページにお戻りいただきまして、第 2 表 地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で左側の変更前の起債の限度額 1 億 7,540 万円を 1,420 万円減額して、右側の欄の変更後の起債の限度額 1 億 6,120 万円にするものでございます。このほかの起債の利用率等の変更はございません。それから地方債については 104 ページ、こちらにも現在高に関する調書がございます。後ほどご覧くださいと思います。

承認第 3 号に関する説明は以上でございます。

日程第 17、承認第 4 号 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）についてでございます。

105 ページをご覧くださいと思います。承認第 4 号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 2 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。

令和 3 年 6 月 15 日提出、ニセコ町長 片山健也。

令和 3 年 3 月 31 日付の専決処分書が、次の 107 ページでございます。

109 ページ、令和 2 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。令和 2 年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算を次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 311 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,336 万 9,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 31 日、ニセコ町長 片山健也。

110 ページ、それから 111 ページと第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

それから 112 ページ、補正予算事項別明細書の総括でございます。113 ページに歳出がございます。今回の補正額合計 331 万 6,000 円の減額でございます。

それではまず 119 ページ、歳出からご説明をいたします。2 款管理費、1 項 1 目維持管理費、10 節需用費の光熱水費 51 万 5,000 円の減額は、下水道管理センターで使用している電気料について、電気料金の燃料費調整額が下がったことなどによる減額ということでございます。

120 ページですね。3 款 1 項 1 目建設改良費、12 節委託料の公共下水道污水管渠調査設計業務委託料単独分 148 万 5,000 円の減額は、道道岩内洞爺線、道の駅ニセコビュープラザ付近の電線地中化工事に伴い、支障となる下水道管渠を移設するため、設計費を計上していましたが、11 月に行った最終協議で、工事に係る技術上の観点から北海道が実施する工事の中で下水道管の移設を行うこととなり、町の発注が不要となったことによる減額補正でございます。なお、北海道ニセコ町にかわって工事を行うため、工事費負担金を令和 3 年度当初予算で計上してございます。その下、公共下水道事業長寿命化計画策定委託料 68 万 2,000 円の減額は、公共下水道事業ストックマネジメント計画策定委託料の入札執行残によるもの。その下 14 節の公共下水道污水管設置工事 43 万 4,000 円の減額も入札執行残ということでございます。

歳入について 114 ページでございます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金の公共下水道事業分担金現年度分は下水道区域内の新築による下水道接続件数が当初予算見込みより多かったということにより、10 万円の増額ということです。それから 115 ページ、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料では、現年下水道使用料が当初見込みより多かったということにより 124 万 1,000 円の増額。

116 ページ、3 款国庫支出金の社会資本整備総合交付金 10 万円の増額は、下水道管理ストックマネジメント策定事業の国庫負担額の確定による増額補正。

117 ページ、4 款繰入金では下水道会計の決算による繰入金 511 万 8,000 円の減額ということでございます。

それから 118 ページ 5 款繰越金では、前年度繰越金 56 万 1,000 円の増額補正ということです。

承認第 4 号に関する説明は以上でございます。

承認第 1 号から第 4 号の説明は以上でございますが、専決処分しました令和 2 年度補正予算に係る各会計総括及び一般会計特別会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、別冊でお配りしました補正予算、資料ナンバー 1 を後ほどご覧いただきたいと存じます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 2 年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8 番（高木直良君） 何点かにわたって質問させていただきます。一般会計のページの若いほうからですが、30 ページ、歳入ですけれども、この真ん中にあります公営住宅使用料、マイナス 719 万については、おそらく入居者に空きが出てから入居者公募する、そういった手続の関係で空きが出るということもあるかと思うんですが、これの規模というのは例えば、何室空いた時に平均で 1 か月とか 2 か月とか空きになるということによる影響、どういうふうにくくって言えるのかどうか。

平均的なものかもしれませんが、もしあればお聞きしたいと思います。

それから2点目、33ページ。これちょっと私の聞き漏らしかもしれませんが、土木、国庫補助金の道路橋梁費補助金、それから住宅費補助金、それぞれマイナスがありますが、これは、他の場合もそうなのですが、実績によるということなのですが、これ入札差金ということになるのでしょうか。これが例えば該当する道路橋梁の工事何件分が含まれているか、あるいは住宅についても何件分が含まれているかお尋ねしたいと思います。

それから歳出であります。定額給付金についてですが、定額給付金の残があります900数十万円。これは今まで給付金について実際に居所といいますか、その方の所在が不明な場合、あるいは遠隔地にいるとか、あるいは辞退をする方とか、いろいろあった結果だと思いますけれども、およその内訳についてお尋ねしたいと。

それから、すいません、58ページです。これの土木費除雪対策費、これで町道等除雪委託料がマイナス530万ちょっとということですが、印象的に言いますと今年は非常に雪が多く、降り続けたと思うんですけども、こういった町道の除雪に関して残金が出るっていうのが、どのような理由が、お尋ねしたいと思います。

それから、59ページの1番上ですが、農村公園、委託料がマイナス70万。これは入札差金ということでしょうか。それで農村公園について過去何年かにわたって、再整備するための調査というのを続けてきたと思うんですけども、整備は要するにこの年は行わなかったわけですけども、この後の計画というのはどうなってるかお尋ねしたいと。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧都市建設課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） ご質問にお答えいたします。30ページのほうの公営住宅使用料とか特高賃住宅使用料、あとコーポ有島の使用料ですね、特に公営住宅のほうについては、確かに退去した後の空きの部分、大体1か月から2か月程度空いているということで、その分の収入が入ってこない。あと収入の状況によっては例えば収入が減ったとか、そういう場合もあって、当初予定している額よりは収入が少なくなっているという状況です。細かい数字はちょっと今ここでは説明できませんが、ざっくりとそういうかたちになります。

2点目の33ページの社会資本整備交付金、土木の関係だと1番目の道路橋梁補助金、あと住宅費補助金の関係ですね、これは全て社会資本、令和2年度見込んでいた事業の執行残という部分で、補助金はその分減額になっているっていうことで、ちょっと詳細はちょっと今手元にないので言えませんが、その事業の確定した補助金の減額分が今確定に伴って減額しているという状況になっております。

それと、除雪費について、当初予算見込んでいた除雪費があるんですけども、実績に伴ってその分のこの532万4,000円分を今回減額しているというかたちです。

あと最後に、59ページの農村公園実施設計業務ですね。これも実施設計の事業確定に伴う執行残ということで、70万4,000円をあげているという状況です。あと今後の動きなんですけれども、今全体的な事業のバランスも見ながら、いろいろ計画していこうとは思っています。引き続き工事ができるように、担当としても進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 私から、定額給付金 49 ページの関係ですけれども、申請状況ということでお答えいたします。給付世帯の対象世帯数は 4 月 27 日が国の基準日だと思いますので、2,589 世帯ということで、給付対象の人数でいくと 5,010 人の方が対象になるというデータでございました。給付実績が 4,956 人ということで、未申請の方が 54 人いらっしゃったと。その大半は外国の方で 44 世帯というような内容、まれに希望しない方が 5 世帯ほどいらっしゃったというような状況でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 57 ページ、観光費の 18 節負担金補助及び交付金の中のアンヌプリ地区雪崩事故防止対策協議会負担金、117 万 6,000 円の減額ですが、説明の中では同協議会が必要としないから減額となったという説明でありましたけれども、当初設置しようとした目的と、また、協議会がそれを必要としないと認めた理由の差はどういうものだったのかお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤徹君） 当初は協議会の中でアンヌプリの山頂地区について風速計を設置しようというふうな話はあったんですけども、話を合をしていく中で、やっぱりどうしてもいろいろ話も変わってくるものですから、今回については見送りましょうと改めて話し合った結果そういうふうになったというふうに聞いております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 話し合いの中で決定されたということでもありますけれども、先ほど来お伺いしているのは、当初どういう目的で設置されようとしたのかというあたり、風向風速計の設置がいわゆる雪崩対策に対してどのような重要なウエートが占めて、町として予算計上したのか、その点を再度お伺いします。あわせて、協議会としてはそれは必要ないという判断をしたのであれば、具体的にどういう状況で必要としなかったのか。ただ、今年は必要としないけれども来年は必要となるのかとか、様々な想像がされるわけですけれども、そのところの経緯がわかればお知らせいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤課長。

○商工観光課長（斎藤徹君） ただいまのどういう目的でここに設置しようとしたのかということと、どういう経過で設置しなくなったのかというところについてですが、今ちょっと私のほうで詳しく理由はわかりません。もし、機会をいただけるのであれば改めて説明させていただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

福村課長。

○総務課長（福村一広君） すいません、前任の担当のことなので私も細かい部分はちょっと覚えてはいないんですけども、確か山頂付近に一基設置しようということで、当初春先にその前のシーズンの状況を見ながら決めたんですけども、いざ設置しようとするところちょっと場所がですね非常に悪かったということで、実際設置しようとした場所に現地に行って調査した結果、その場所は設置するためのコストとか、技術的にちょっと難しい場所だったという判断で、そこでの設置をやめたという経過だったというふうに認識しております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最後にもう1点だけお伺いします。風向、風速計というものが雪崩対策の事故防止にとって、どのような役割を果たして、それを設置することによって雪崩対策に対してどのような効果があるのかということ念頭に、恐らくあるということ念頭に置いて設置をしようとニセコ町が予算化をし、我々議会も認めたんだらうというふうに思います。ですから、それがなくなることへの影響というのはないのでしょうかということをお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） これも詳細には記憶が定かではないんですけども、そのときの議論としてはですね、目的は基本的には風の状況によって雪が降り積もるだとか、雪庇ができる状況だとか、そういうことを予測するわけです。その風の流れを全体として把握する上でこの位置においたほうがいいのかというのは、雪崩研究所の新谷さんのアドバイスを受けて、各スキー場のパトロールが集まって、最終的に相互の協力を得て最終的にそこに設置したほうがいいと。しかし、実際には設置するには非常に難しい場所だったということで、設置は今回見送ったという記憶ではあります。もう一つは、その場所が変わってどういうかたちの推計で、風力を、風の向きをどういうふうにある程度の推計ができるというふうな確か判断で、雪崩研究所としてはそこには基本的になくてもこのシーズについてはいいだらうという判断で置かなかったというふうに思います。最終的には置いたほうが間違いなくてデータとしてはいいんですけども、最悪設置できない状況であれば別のかたちで別の場所で、例えば、ニセコヴィレッジさんが設置しているところの風力計は協議会と別なかたちで設置してますけども、そちらをうまく活用してデータをいただきながら推計していきましょうとか、そういう細かいやりとりを積み重ねた結果、そういうかたちになったということでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

町長。

○町長（片山健也君） ただいまの件につきましては、当初予算で見えてそのとおりでできなかったと申し訳なく思っております。ただ、これまでの国立防災研究所で設置をいただいたり、それから各スキー場のそれぞれのご理解を得て、風速計の設置をさせていただいております。雪崩研究所で天気図を書いて雪崩の危険度を判断する上で、新谷さんが一貫して言っておられるのは、風があるときに雪崩の危険があると、雪庇を含めてですね。そんなかたちでかなり精度の高い雪崩情報ってこれまでも出してこられておりました、このために我々もできるだけ雪崩研究所が調査をするうえで必要な箇所に設置したいということで動いてきたわけでありまして、今回残念ながら、各スキーパトロールの合意ですとか、あるいは具体的な技術的な置場所というのは決まりませんでした、今後とも研究所の意向を踏まえて各スキー場と連携をとって、必要な場所には引き続き置く努力をしていきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和2年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 81ページです。諸収入の中で後志広域連合過年度精算還付金ということで還付されてきて、町の特別会計として収入といいますか、プラスになってきているという点ではいいと思います。これについては確か前もそういう還付金があったと思うんですが、これに関連して、例えばなぜこういう還付金が生じたのか、つまり広域連合としてどのような疾病ですね、医療に対してこういう特徴があって、例えば重症者が減ってきているとか、あるいはこの種類のお金がかかる疾病が減ってきているとか、そのような内訳ですね。特徴とか内訳とかそういったものが報告されて町に届いているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 桜井保健福祉課長。

○保健福祉課長(桜井幸則君) ただいまの質問にお答えいたします。現状に応じてこの後志広域連合への負担金、いわゆる還付金が決まっているのではなく、北海道が試算するフォーマットによって、それぞれの町から徴収する保険料並びにそれぞれの事業費を積算しております。なので、今高木議員がおっしゃるような、療養費を計算してとかっていうことではなく、一律北海道のつくったフォーマットによって、まず当初の負担する額というのが決まっています。その具体的な中身については、今ちょっとここで説明できる資料ございませんので、それはまた機会がある後ほどということにさせていただきたいと思います。

それと、負担金の考え方の原則としては、足りないというのが非常に困る場合がございます。なので、余裕を見込んでの当初予算見込み、負担金の額を決定していくというのが大まかな方向性、金額を決めるときのルールとなっております。仮にニセコ町として今回1,000万円程度の額が必要なかったということで戻ってきてまいりますが、決してこれは多い額ではございません。例えばいろんな疾病が増えた場合に、この1,000万円が逆に足りないというような場合もございます。なので、この部分については通常の精算の中での還付があったというような理解をしているところでございます。

以上です。

○議長(猪狩一郎君) 高木議員。

○8番(高木直良君) そういう仕組みになっていることはわかりました。その上で、例えば健康保険ということなので今後その高齢化等で医療費がかさんでいくっていうのは社会的な趨勢だと思うんですが、広域連合の中で住民の病気の傾向とか健康状態の傾向、これはどのように推移してるのかっていうことは非常に重要な統計資料といいますか、町民の健康状態、それから今後考える傾向という点では大事な統計資料だと思うんですね。そういう意味で、今回そういうことがこれとは連動しないってのはわかりましたけども、そういった資料が重要じゃないかということで、

できれば今後もっともつと経費がかかる傾向なのか、あるいはある程度抑えられている流れなのかっていうことをちょっとできれば、ある機会においてお伝えいただきたいなど、これは要望であります。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第 18 議案第 1 号から日程第 21 議案第 4 号

○議長（猪狩一郎君） これより、日程第 18、議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の作成についての件から、日程第 21、議案第 4 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件まで、4 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） はい、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、日程第 18、議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明をいたします。

議案の 82 ページをご覧いただきたいと思います。議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、ニセコ辺地、曾我辺地及び近藤辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 3 年 6 月 15 日提出、ニセコ町長 片山健也。

83 ページから 85 ページにかけまして、3 つの辺地に係る公共的施設の総合整備計画書案を掲載してございます。なお、参考として別冊の補足資料の 1 ページに辺地図を掲載しておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。

まず、今回の提案理由の説明でございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業は、当該辺地に係る総合整備計画を都道府県知事と協議の上、当該市町村議会の議決を経て総務大臣に提出するということとなっております。これにより、計画掲載事業について財政上の優遇措置普通交付税の基準財政需要額として、元利償還金の 80%の算入が受けられる辺地対策事業債を発行することが可能となるというものでございます。現在ニセコ町では、5 つの地域ニセコ、曾我、近藤、宮田、福井が辺地地域となっており、この全ての地域で辺地総合計画を策定しております。このほど、ニセコ辺地、曾我辺地及び近藤辺地において、引き続き事業を実施する運びとなったことから、今後 5 年間を見据えた辺地総合整備計画を策定いたします。実施する事業は議案のとおりです。

議案にお戻りいただきまして、まず 83 ページ。ニセコ辺地にあつては、3 公共的施設の整備計画とありますが、この整備計画中、小さい文字で恐縮ですがモイワ橋長寿命化事業、それからニセコイトウ橋長寿命化事業、ニセコ地区簡易水道施設整備事業、ニセコ地区簡易水道施設改良事業の 4 つの事業の実施をいたします。なお、簡易水道施設整備事業の整備という用語については、新たな水源地域整備などの水源地整備などの新設、新規の施設の整備を意味しまして、それから施設の改良については、既存施設の機能向上や更新などを意味しますということでご理解いただきたいと存じます。

続きまして 84 ページ、曾我辺地にあつては先ほどと同様に、3 の表の中に町道 1 号線ロードヒーティング改良事業及び曾我地区簡易水道施設改良事業の 2 つの事業を位置づけております。

85 ページ、近藤辺地については、3 の表の中で町道羊蹄近藤連絡線歩道整備事業及び近藤地区簡易水道施設改良事業、この 2 つの事業を掲載してございます。

今般、ニセコ辺地、曾我辺地及び近藤辺地の 3 つの総合整備計画の策定にあたり、令和 3 年 5 月

14日付けで北海道知事との協議が完了したこと、このため本議案を本議会に提案するものでございます。

議案1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について説明をいたします。

議案の86ページでございます。議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、宮田辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更する。

令和3年6月15日提出、ニセコ町長 片山健也。

87ページでございます。まず、今回の提案理由についてご説明をいたします。辺地に関する説明は先ほどご説明申し上げた内容と同様でございますが、こちらは計画書の策定ではなく、計画の一部変更となります。こちらでも当該計画書に記載した事業については当然、財政上の優遇措置が受けられる辺地対策事業債を発行することが可能となるものでございます。ニセコ町では、先ほど申し上げた5つの地区の辺地地域となっております。このほど宮田辺地において対象事業を追加する運びとなったことから辺地総合整備計画を変更いたします。

参考として先ほど同様、別冊の補足資料の1ページに事業個所を掲載してございますのであわせてご覧いただきたいと思っております。今回の変更については、図の9、10、11の3つの事業が該当するということでございます。見比べながらご覧いただきたいと思っております。今回の追加事業は、小花井地区簡易水道ろ過材更新事業、福井地区簡易水道機器設備更新事業、それから1号橋長寿命化整備事業の3つの事業でございます。

議案にお戻りいただきまして、議案の87ページに総合整備計画書案を掲載しておりますが、この計画書の3公共的施設の整備計画の表中、施設名の欄に小さい字で申し訳ないんですが、6つの事業を掲載しております。このうち下の3つの事業が今回追加した事業となります。また、この3つの事業を追加したことで、上段の2公共的施設の整備を必要とする事情というところがありますが、こちらについて道路、飲料水供給施設のそれぞれにおいて事業追加のための文言整理を行っているということでございます。

今回宮田辺地の総合整備計画の一部変更にあたり、令和3年5月17日付けで北海道知事との協議が完了したため、本議案を提案するというところでございます。

議案の第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、また、少々長くなって恐縮なんですけど、日程第20、議案第3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。別冊横長の令和3年度一般会計補正予算の議案書をご用意ください。読み上げます。

議案第3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算、は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,247万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,304万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月15日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページ載せてございます。

4ページ、5ページを飛ばしていただきまして、6ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。7ページをご覧ください。今回の補正額1億8,247万6,000円の財源については、国道支出金で2,521万8,000円、地方債で1億2,310万円。その他財源で110万円、一般財源で3,305万8,000円という内訳でございます。

説明の都合上、14ページの歳出からご説明をいたします。14ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目基金積立費、24節積立金では、社会福祉への寄附を2件お受けしたことから、同額の110万円を社会福祉事業基金に積み立てるため補正するものでございます。

その下、11目庁舎管理費、12節閉庁時電話対応業務委託料34万7,000円は、役場新庁舎の閉庁時時間帯、18時から翌朝の8時における緊急時の電話対応について、旧庁舎では夜間警備保安委託業務の範疇として実施をしていましたが、新庁舎では、新たに費用が発生するための補正でございます。なお当初は管理職による対応等を予定しておりましたけれども、深夜帯の業務となるために、職員の健康管理面から改めて事業者へ依頼することとしたため、委託料7月から3月分ということでこちらを計上したものでございます。

続いて、15目町民センター費、10節需用費の修繕料20万5,000円は、町民センターで雨漏りが発生し、屋上の状況を確認したところ、雪害の影響により屋上排水溝の防水シートが破損し裂けている状況となっていたと。その他、大ホールの屋上に設置されている脱気筒が2か所折れていると。空気を出す煙突のようなものなのですが、そちらが2か所折れているということが判明したことから、修繕を要する費用を補正するものでございます。なお、内訳については屋上防水シート修繕一式が10万5,600円、大ホール屋上脱気筒修繕一式が9万9,000円ということでございます。

その次、16目地域コミュニティーセンター費、4節地域コミュニティーセンター修繕工事278万1,000円。こちらについては、まず補足資料3ページの左上の①の写真が該当か所でございますが、令和3年1月14日に近藤コミュニティーセンターの入り口にある柱が計11本破損し、被害拡大を防ぐための応急処置を1月21日に実施しました。この施設での雪害の破損は今回が2回目ということであり、今後強度を増す工事として主な柱を太くするほか、その間の柱がずれないように固定するなどの改良工事を行うための費用を補正するというものでございます。

議案の14ページにお戻りいただいて、17目職員給与費、2節会計年度任用職員給、363万8,000円の減額は、有島記念館における館長の雇用について当初フルタイムの会計年度任用職員を予定し給料として計上していましたが、パートタイムでの雇用に変更したため、条例・規則に基づき、報酬に計上するものでございます。報酬については教育費で別途予算計上いたします。

それから23目新型コロナウイルス特別対策費、10節需用費の消耗品費451万円は新型コロナウイルス感染症対策として、役場庁舎及び各公共施設における手指消毒や除菌に係る消耗品などを補正計上するものでございます。以下、新型コロナウイルス特別対策費については、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,894万円を充当いたします。消耗品の内訳として、

まず役場庁舎用感染予防対策用品、マスク、消毒液、除菌スプレー及び抗原検査キットほか 228 万 8,000 円。それから観光施設用感染予防対策用品、消毒液、ハンドソープ及びペーパータオルほか、74 万 4,000 円。中央倉庫群及び国際交流員用感染予防対策用品として、消毒液、消毒作業モップほか 7 万 6,000 円。町民センター用感染予防対策用品として消毒液、ペーパータオル及び手袋ほか 53 万 5,000 円。体育館、あそぶつく及び有島記念館、新型コロナウイルス感染予防対策用品、消毒液、ペーパータオル、フェイスシールド及びハンドソープほか 65 万 3,000 円、ニセコ高校用の感染予防対策用品として消毒液、それから消毒用洗剤、及びペーパータオルほか 21 万 4,000 円となります。その下、12 節の省エネ診断と支援業務委託料 200 万円はコロナ禍の大きな影響を受けている観光事業者などを中心に、省エネ診断などの支援調査を行うための委託費用でございます。この委託はコロナ禍により事業活動の効率化を迫られるこのタイミングで実施し、コロナ終息後を視野に町内事業者のエネルギーコストの把握、可視化を進め設備の運用改善によるコスト削減や、建物等の快適性向上につなげるというものでございます。また、昨年度に省エネ診断を実施した事業者を対象に、フォローアップなどによる継続支援を行うことで事業の広がりや継続性を確保し、民間主導による省エネワンストップ相談窓口の確立に向けた体制も見出してまいります。なお、本町においては平成 31 年 3 月に策定した第 2 次ニセコ町環境モデル都市アクションプランにより、温室効果ガスの排出削減と経済活動活性化の両立を進めているところでありまして、今般の事業も当該アクションプランの推進の一環として実施するというものでございます。その下、17 節備品購入費 99 万円、こちらは、新型コロナウイルス感染症対策として各公共施設における非接触型体温測定器や飛沫防止パーテーションなどの購入費を補正するものです。内訳として、ラジオニセコや中央倉庫群の非接触型体温測定器及び飛沫防止パーテーションに 73 万 7,000 円。それからニセコこども館の飛沫防止パーテーションに 3 万 3,000 円。その他、非接触型体温測定機などの予備として 22 万円を計上しております。15 ページの 18 節中学校修学旅行補助 105 万 8,000 円は当初修学旅行の日程は 5 月 19 日から 2 泊 3 日を予定していましたが、緊急事態宣言の発出に伴い、10 月 6 日からの日程に変更したため、旅行の繁忙期となり交通費・宿泊費などが 5 月と比べ増額となりました。また、感染症対策のためのバスの増車、震災学習などにかかる費用などを追加することから、これらの影響額を支援するものでございます。補正額の内訳は、交通費、宿泊費、増額分が 83 万円。文化体験支援が 10 万円。東日本大震災関連学習支援分が 21 万 8,000 円となります。なお、このたびの補正については中学校側から修学旅行の行き先を昨年同様の東北方面、岩手県、宮城県とし、歴史文化の体験に加えて東日本大震災で被害を受けた地域の復興を目指す現状を学ぶ機会として実施したい旨の申出があったものでございます。次に、その下、ワーケーション促進モデル事業補助でございます。まずはワーケーションという言葉ですが、これは働くワークとバケーションをつなげた造語ということで、余暇を楽しみつつ仕事もこなす、新たな旅のスタイルとして注目されているものでございます。本町では、中央倉庫群において遠隔地でも仕事ができる、いわゆるテレワークの環境整備を行ってまいりましたが、今回はアフターコロナ、ウィズコロナを見据え中央倉庫群を中心としたワーケーションのモデル事業を実施するというものでございます。実施方法としては 1 家族及び 1 単身者をそれぞれニセコ町に招き、ワーケーションを実施しながらその可能性と課題を見出し、かつ魅力を発信するというものです。費用は宿泊費、道内移動にかかる交通費、アクティビティ、交流会費、それからテレワークオフィスの利用料、PR ホームページ掲載費はワーケーション環境整備費で 99 万 7,000 円の補正でございます。なお、実施時期については新型コロナウイルス

ス感染症の状況を踏まえ調整いたします。その下、観光施設持続化支援給付金 938 万 5,000 円は町内大手ホテル及びゴルフ場に対し、入湯税及びゴルフ利用税の納付額を基礎として、その一部相当を観光施設持続化支援給付金として交付するものでございます。今回の支援はコロナ禍にあって町内で多くの雇用を支える温泉施設、ゴルフ場が今後も地域の経済に資するよう経営と雇用維持継続の一助となる支援とするものでございます。なお、支援金額の算定にあたっては、昨年は 20%相当の額で実施をしていたところでございますが、財源となる臨時交付金の規模や今後の不透明な見通しなどを総合的に勘案した上で、今回は 10%相当の額で実施をいたします。なお、相当額の算定基礎は昨年度実施と同様に、平成 31 年 3 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日の入湯税及びゴルフ利用税の納入額といたします。ただし、令和 2 年度以降の開業分については別途調整をいたすと考えてございます。

16 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉、1 目社会福祉総務費、22 節補助金等返還金 134 万 3,000 円。こちらは令和 2 年度障害者の地域生活支援事業並びに更生医療費の国庫負担分について、令和 2 年度の障害者給付費負担金の額の確定に伴い国からの超過交付が生じたため、既に受け取っている超過分を支出計上するかたちで国へ返還するというものでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童措置費ですが、コロナ禍において低所得世帯の生活支援を行うために、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業が令和 3 年 3 月 23 日に閣議決定をされました。これに伴いまして、非課税の児童手当及び特別児童扶養手当を受給している世帯の対象児童 1 人当たり 5 万円の給付金等給付に係る事務費を補正するものでございます。なお、本事業は 10 分の 10 補助、支出の分を全て補助で賄えるということでございますので、歳入歳出を同額補正いたします。総額では 534 万円の補正となりますが、内訳として 3 節の時間外勤務手当が 5 万円、その下 10 節の消耗品ではコピー用紙ほかで 2 万 8,000 円。その下、窓あき封筒の印刷製本費で 2 万 3,000 円、その下、11 節の通信運搬費は約 350 世帯の郵送料で 3 万 3,000 円。その下、95 世帯分の口座振替手数料で 1 万 1,000 円。18 節の北海道自治体情報システム協議会負担金は、システム改修費として 19 万 5,000 円を計上。その下、給付金本体である子育て世帯臨時特例給付金、推計で 100 人分の 500 万円を計上するというものでございます。

2 目児童福祉施設費、19 節需用費の修繕料 14 万 7,000 円は、消防設備点検においてニセコこども館の排煙窓のワイヤーに緩みが生じ開閉不良の指摘があったことから、修繕に要する費用を補正するというものでございます。なお緩みの原因は、通常は火災発生時などに使用する排煙窓を新型コロナウイルス感染対策として緊急的に開閉を繰り返していたもので、令和 2 年度中に換気備品を整えたことから、現在は目的外の排煙窓の使用はございません。

17 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予備費、7 節新型コロナウイルスワクチン接種協力謝礼 61 万 5,000 円は新型コロナウイルスワクチンの接種にあたり、従事者体制の見直しを行い、ワクチンを注射器に詰める作業と、接種業務を看護師 1 人体制から 2 人体制に変更するため、所要額を補正するものです。なお、財源として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、補助率 10 分の 10 を充当します。その下、12 節のロタウイルスワクチンシステム改修業務委託料 44 万円は、令和 2 年 10 月の予防接種法の改正で、ロタウイルスワクチンが定期接種化されたことに伴い、市町村間で当該予防接種記録に関する特定個人情報の情報連携を実施するため、自治体予防接種台帳システムの改修費用を補正するというものでございます。このうち、副本登録ツールに要する費用 11 万円に対しては疾病予防対策事業費等補助金 3 分の 2 補助ですが、これを財源充当いたします。

5目保健師設置費、1節の会計年度任用職員報酬、177万1,000円は保健師1名が産休に入ることから、代替保健師を雇用するための所要額を補正するものでございます。

18ページ、6款農林水産業費、1項農業費、11目土づくり対策費、14節の堆肥センター、消防設備更新工事122万8,000円は本町堆肥センターで消防設備点検を行った結果、動力ポンプが劣化により故障していることが判明し、交換が必要となったため、更新に要する費用を補正するというものです。その下、堆肥センター修繕工事323万4,000円は一次発酵棟の屋根の軒先が雪害により破損したため、修繕に要する費用もあわせて増額補正をいたします。ちなみにこちらの部分については補足資料の3ページの②が堆肥センターの破損状況の写真でございます。

議案の18ページにお戻りいただき、2項林業費、1目林業振興費、18節の森林山村多面的機能発揮対策負担金10万9,000円は、活動団体名「くらしともしり」が国による当該交付金の採択を受けて実施する狩太神社裏山からカシュンベツ川までの作業路を敷設する経費などについて、本町においても負担金を交付するため補正するものでございます。

19ページ、7款1項商工費、1目商工業振興費、18節にぎわいづくり企業者等サポート事業、補助166万9,000円について、本年度は全部で4件の補助の申請があり、そのうち2件が補助決定となっているところでございます。今後補助要望がある2件に対して予算不足となることから、増額補正するというものです。なお、当該サポート事業は町内で小規模事業所を自ら新設もしくは継承して、新たに起業しようとするもの、または業種の転換、もしくは施設の拡張など積極的な事業展開を目指す者に対し改装工事費用等の費用の一部を助成する事業で、平成23年度から実施しているというものでございます。その下、14節の綺羅乃湯営繕工事938万7,000円は綺羅乃湯の和洋風の大浴場、天井部の換気口及び換気扇の破損などが激しくなっており、耐用年数も経過していることから機能改善を目的とした更新工事を行うというものでございます。また、和洋風露天風呂のタイルやウッドデッキも破損して損傷しており、利用者への危険が及ぶ前に張り替え工事をおこなうというものでございます。これらについて新型コロナウイルスの状況を見据え、また、指定避難場となっていることから、早急に対策が必要であるため補正計上するものでございます。938万7,000円の内訳は、和洋風大浴場換気口機能改善工事400万4,000円、和洋風大浴場有圧換気扇機能改善工事310万4,000円、洋風露天風呂タイル張り替え工事74万円。和洋風露天風呂ウッドデッキ張り替え工事100万2,000円。和風露天風呂タイル張り替え工事53万7,000円となっております。

20ページ、8款土木費、6項下水道費、1目下水道整備費、27節繰出金の公共下水道事業特別会計繰出金381万円。こちらは公共下水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するものでございます。説明は後ほど特別会計の際に行いたいと思います。

21ページ。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節役務費の手数料5万5,000円は、ニセコ小学校の電話回線を1回線から2回線増設したことで電話機側の調整が必要となり既存予算で執行しましたが、今後予算不足が見込まれることから増額補正するというものです。その下、12節の近藤小学校校舎棟増築工事施工管理業務委託料266万2,000円は今年度予定している近藤小学校の増築について、実施設計業務の中で工事費や施工管理費の精査ができたことから、所要額を補正するものです。なお、増築する教室は2階建て2教室で、どちらも普通教室となるほか、児童増に伴い物品が増加していることから、収納用の物置も設置します。また、財源として過疎債を見込むことから歳入補正をおこなってまいります。その下、14節の近藤小学校校舎棟増築工事1億1,726万

円は、今ほど説明した内容を踏まえて近藤小学校の増築工事を行うための補正予算計上でございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費、11 節役務費の手数料 5 万 5,000 円は先ほどと同様ですが、こちらは中学校の部分で、電話回線を 1 回線から 2 回線に増設するという事で電話機側の調整をする必要が生じたということでございます。

その下、4 項高等学校費、2 目高等学校管理費、14 節のニセコ高校農場温室ボイラー更新工事 107 万 8,000 円。ニセコ高校農場にあるガラス温室のボイラー 2 台について、平成 6 年に設置されてから 27 年が経過しており、今年 4 月下旬に 1 台が点火しなくなったため修繕を依頼したところ、交換部品がなく修理不能であることが判明しました。もう 1 台のボイラーについても老朽化により同様の故障が生じるおそれがあることから、このたびボイラー 2 台を更新するための費用を補正するというものでございます。

5 項 1 目幼児センター費、14 節の幼児センター修繕工事 130 万円。こちらは先ほどの資料の 3 ページの③、幼児センターと書いたところが該当か所の写真でございます。修繕工事 130 万円、幼児センターの教材庫において、令和 2 年 12 月に天井からの雨漏りが確認されました。設計事業者による調査を行ったところ、暴風雪により吸気口から雪が入り込み、雪が解け染み出したことが判明しました。今回雪解け水で劣化した保温剤の更新や外気取入口の形状を変更することにより、同様の事象を防ぐための工事を補正するものです。その下、17 節一般備品 43 万 6,000 円について、幼児センターではコロナ禍の対策として、登園前に家庭で検温し発熱がないことを確認した上で登園させていますが、変異型への置き換わりなど、より一層感染対策を徹底するため、非接触型体温測定器、大人用 1 台、子ども用 1 台を購入するための費用を補正するというものでございます。

22 ページ、6 項社会教育費、2 目有島記念館費、1 節会計年度任用職員報酬 393 万 8,000 円は有島記念館の館長の雇用をフルタイムからパートタイムでの雇用と変更したため、報酬に計上替えするものでございます。またその下、時間外勤務手当 30 万円の減額についても、条例・規則に基づきパートタイムの職員は報酬として支出することから、393 万 8,000 円に含めているということでございます。なお、4 月、5 月の報酬については既存予算で支出をしています。その下、10 節需用費の修繕料 10 万円については、有島記念館常設展示室のヒートポンプについて、屋外に設置しているエアークレナーが雪害により破損し、既存予算で修理しましたが、残額がなくなったため当初予算で計上している 10 万円分を増額更正するというものでございます。

7 項保健体育費、2 目体育施設費、14 節倉庫修繕工事 278 万 3,000 円は、こちらも写真がございますので、ちょっとご覧いただきたいと思います。補正資料 3 ページの④がこの総合体育館の補正部分で、ちょっと真ん中あたりが傷ついているところ見えるかと思いますが、落雪の影響により陸上競技場の倉庫の外壁がへこみ、内部の柱も折れているなどの被害が生じたことから、修繕に要する費用を補正するというものです。次のテニスコートフェンス修繕工事 61 万 9,000 円、写真の 1 番下 2 枚がそうですが、今年 4 月に仙台市で発生した防球ネット破損による児童死亡事故を受け、体育施設を点検したところ、テニスコートの金網フェンスの支柱が経年劣化により腐食していることを確認いたしました。これを受け、事業者調査依頼をしたところ、支柱 104 本中 20 本の修繕が必要となることが判明したため、修繕に要する費用を補正するというものでございます。

議案の 22 ページにお戻りいただきまして、4 目総合体育館費、14 節総合体育館修繕工事 38 万 4,000 円は、総合体育館の屋根について冬季の降雪が多く、落雪による際に笠木が破損したため、

修繕を要する費用を補正するというものでございます。補正資料 4 ページの⑤がその写真ということでございます。

議案の 23 ページにお戻りいただきまして、11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費、14 節集約草地災害復旧工事 327 万 8,000 円、こちらは補足説明書 4 ページの⑥がその写真でございますが、町の集約草地の法面が融雪により崩壊したため、復旧に要する費用を補正するというものでございます。

続いて歳入について 8 ページでございます。1 款町税、2 項 1 目固定資産税、1 節現年課税分、5,864 万 2,000 円の減額は、昨年 5 月 18 日の臨時議会で町税条例の一部改正を行いました。地方税法附則第 63 条の規定により新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の特例措置による減免を決定し、固定資産税が減収となることから減額補正を行うものでございます。なお、この措置に伴う減収補填については、地方特例交付金で全額財源措置がなされるということでございます。

続きまして 9 ページ、10 款地方特例交付金、2 項 1 目 1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 5,864 万 2,000 円は、地方税法附則第 63 条の規定による固定資産税の減収について全額補填されるため当初予算では科目存値としておりましたけれども、今回見込まれる所要額を増額補正するものということでございます。

10 ページ、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,894 万円は令和 2 年度に当初交付金の国の三次補正分として配当された 8,299 万 6,000 円のうち、国で令和 3 年度に繰越した 7,500 万円と、令和 3 年 1 月から 3 月に交付決定された国庫補助事業の地方負担分として令和 3 年度に配当となった 208 万 6,000 円、合わせて 7,708 万 6,000 円を財源として、歳出で補正計上している新型コロナウイルス特別対策事業費に充当するための補正ということでございます。なお、補正後の臨時交付金の予算額は 2,175 万 6,000 円ということになってございます。

その下、2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金の子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金 534 万円は、当該補助金給付事業が閣議決定されて本町においても事業を実施することから、財源となる国庫補助を補正するものでございます。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 61 万 5,000 円は、当該事業の財源となる国庫補助金を増額補正するものでございます。その下、疾病予防対策事業費等補助金 7 万 3,000 円は、ロタウイルスワクチンシステム改修業務委託料の委託料について財源となる国庫補助金を補正するというもの。

5 目教育費国庫補助金、4 節幼児センター費補助金の保育対策総合支援事業補助金 25 万円は、幼児センターで整備する非接触型体温測定器や感染症対策として購入する消毒用用品について、財源となる国庫補助金を補正するというものでございます。

それから 11 ページ、18 款、1 項寄附金、2 目 1 節指定寄附金 110 万円は、5 月に社会福祉への寄附を 2 件お受けしたことから増額補正するというものでございます。

12 ページ、20 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金 3,305 万 8,000 円は歳入歳出均衡を図る補正でございます。

13 ページ、22 款 1 項町債、6 目教育債、1 節学校教育債の近藤小学校校舎増築事業債 1 億 2,310 万円は近藤小学校の増築について、当初予算では実施設計分として 430 万円を計上していましたが、

4 月臨時議会で補正計上したボーリング調査に伴う実施設計の増額や、玄関横の既設構造物の撤去工事、それから今回補正計上している増築工事に要する費用について、過疎債の充当を見込み増額補正するというものでございます。

歳入は以上でございます。

4 ページにお戻りいただきまして、第 2 表 地方債補正でございます。今ほど歳入で説明いたしました起債の限度額の変更に関する補正を行うものでございます。近藤小学校校舎増築事業については変更前の限度額 430 万円を 1 億 2,740 万円に変更します。変更後の起債の方法利率償還の方法については補正前と同様ということでございます。

それから 27 ページ、地方債の現在高に関する調書も添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

24 ページから 26 ページにかけての給与費明細書をご覧いただきたいと思っております。先ほどの説明で職員時間外勤務の増減、有島記念館費において会計年度任用職員報酬を新たに計上するなど変更が生じたので、ご覧のとおり給与費明細書を変更しております。

議案の第 3 号については以上でございます。

続いて、日程第 21、議案第 4 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。29 ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第 4 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和 3 年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 381 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,381 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 15 日提出、ニセコ町 片山健也。

次のページでございます。第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入が 30 ページ、歳出が 31 ページに載せてございます。32 ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。33 ページが今回の補正の内訳でございますが、補正額 381 万円の財源内訳は全て一般財源です。

35 ページの歳出をご覧いただきたいと思っております。3 款 1 項 1 目建設改良費、12 節公共下水道污水管渠調査設計業務委託料(単独分)の 381 万円は、補足資料の 5 ページ最後のページになりますが、SDGs 街区整備に伴う下水道管の整備を新たに行うための実施設計費用を補正するというものでございまして、この市街地図の右、真ん中あたりの場所になります。この SDGs 街区に伴う下水道管の整備を新たに行うための実施設計費用の補正ということでございます。財源として過疎債及び下水道事業債の申請を行います。

次に議案の 34 ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。4 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金では、歳入歳出補正予算に伴う収支均衡による一般会計繰入金 381 万円を増額補正するというものでございます。

これまでご説明しました一般会計及び特別会計についてその概要を、別冊の補正予算資料ナンバー 2 にまとめてございますのでご覧いただきたいと存じます。1 ページの丸の一つ目、二つ目はそれ

ぞれ一般会計と特別会計の補正の概要を説明しております。1 ページ下段には各会計の総括表 2 ページには一般会計の歳入内訳、3 ページには一般会計の歳出をまとめてございます。それから 3 ページ下段は一般会計の地方債補正の内訳。4 ページは一般会計補正予算の枠組みとしてまとめてございます。最後の 5 ページは特別会計の歳入歳出内訳及び補正予算の枠組みをまとめてございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

提出議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件から議案第 4 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの 4 件は、質疑、討論、採決を 6 月 22 日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件から議案第 4 号 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの 4 件は、質疑、討論、採決を 6 月 22 日に行うことに決しました。

◎日程第 22 発議第 2 号から日程第 23 議案第 3 号

日程第 22、発議第 2 号 林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の件から、日程第 23、発議第 3 号 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案の件まで、2 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○2 番（木下裕三君） 発議第 2 号 林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書案について提案理由を読み上げて説明に代えます。

北海道では森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の確立に向け、森林整備事業や治山事業、林業成長産業化総合対策事業などを活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木材公共施設の整備、林業事業体の育成など様々な取組を進めている。

ニセコ町においても、北海道などと連携しながら、民有林の整備や除間伐の促進、地元材の生産、流通の可能性の検討、作業道の補修による森林機能の保持等に取り組んでいる。北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災、減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業木材産業の成長産業化ができるよう施策の充実強化を図ることが必要である。

これらを強く国に強く要望するため、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次、斉藤うめ子君。

○5 番（斉藤うめ子君） 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案。

意見書の趣旨を読み上げます。新型コロナウイルス感染症拡大により、雇用状況が悪化する中特に女性への影響が深刻です。生理用品を買えない。利用できないという生理の貧困が問題になっています。毎月の生理で使う生理用品代を 1,000 円とすると。生理に約 50 万円。これは生理用ショー

ツ、痛み止め、ビルなどを除いた額ですが、それを負担する生理用品に10%の消費税がかけられており、生理のある人にとって大きな負担になっています。ましてやお金のない生活に大変な人たちにとっては耐え難い負担になっています。

現在、世界では生理用品にかけられている税を撤廃する動きが広がっています。2004年にはケニヤが、続いてカナダ、インド、オーストラリアなどが続々と生理用品を課税対象外にしています。2020年11月、スコットランドは世界で初めて生理用品を全ての女性に無償で提供することを決定しました。ニュージーランドは2021年6月から、全ての学校で生理用品を無償提供し、フランスは9月までに全ての学生に生理用品を無償提供することを目指すことを表明しています。

女性の生涯平均年収が男性の約70%である中、生理用品は経済的負担を気にせず、生理中も快適に社会で安心して活躍する上で必要不可欠なものです。新型コロナウイルスによる若者の貧困化が問題視される中、真のジェンダー平等を達成するためにも、政府が生理用品を課税対象外にすることを強く求めます。

議員の皆様のご理解と審査をよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている、発議第2号 林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

お諮りします。ただいま議題となっている発議第3号 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案の件は、総務常任委員会に付託することにしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案の件は、総務常任委員会に付託することに決しました。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。議事の都合により6月16日から6月21日までの8日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月16日から6月21日までの6日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、6月22日の議事日程は当日配付します。
本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (自 署)